

河川整備計画基礎案に係る意見書（案）

計画

【河川整備計画策定・推進】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5. 1. 2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。			
＜基礎原案への意見＞ 「河川レンジャー（仮称）」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。 提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー（仮称）」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。 「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。 「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター（仮称）」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議（仮称）」の設置を検討することが望まれる。 「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5. 1. 2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。 また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。			
＜基礎案への意見＞ ＜琵琶湖部会＞ （宗宮委員） 基礎案では、「行政と民間の間に介在してコーディネートする主体」と記されている。また、「科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため共同研究を行う」とも記されている。河川レンジャーは単なる調整役ではなく、当然、環境を正確に認識するため、環境質や生物種を科学的に計量し、認識し、評価できる能力が求められるはずであるが、このような要素はどの程度加味されているのであろうか不明である。また、補給することから、危険性もあるのではないのでしょうか。			

<淀川部会>

(倉田委員)

河川レンジャーは、住民と行政の間に介在し、河川管理者と河川に関する文化活動・自然保護活動をコーディネートするとされる。しかし、「運営要領」に従えば、所詮は河川工事事務出張所の流域センター担当河川レンジャーの下に従属する縦組織に組み込まれており、河川レンジャーの寡占工事出張所枠を越えた自主的住民組織にならないことが気掛かりである。河川レンジャーの存在を「住民に知られること」が重要としているが、レンジャーが「地域住民を知ること（特に地域特性を認知する）」なしには十分な機能を果たしうるとはいえぬ。また幾つかの改善・留意すべき点があるので以下に示す。

<改善ないし留意点>

1. 編成要件

- 1-1. 「任命」と「依頼」の使い分けが望ましい。「任命」は行為の義務化・規制化に、「依頼」は行為の自主・弾力的裁量化に負い易く、両者の併用を考慮することが望ましい。
- 1-2. 知識豊富な高令者と体力横溢した若令者の組み合わせが必要。
- 1-3. 縦割教育によって生じた専門知識の片寄りを補完する複数登用が望ましい。
- 1-4. 疾病のない健常者であることを条件とするべきである。
- 1-5. 常時、対処行動をとりうる兼業者の登用も考えること。
- 1-6. 河川・漁業・観光産業に関する法令等の知識所有者を含むこと。
- 1-7. 地域的・年令層的対人関与を図り得易い配置を図ること。

2. 最低必要な知識

- 2-1. 河川の水流通態常識。
- 2-2. 河川の水質に関する常識。
- 2-3. 水辺・水中の有用魚介等・有用植物等と有害生物の区別知識。
- 2-4. 遊泳技術と救急救命法。

以上

(紀平委員)

河川レンジャーの活動は河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲で・・・と規定しているが。

河川レンジャーの活動の中でも、とくに不法投棄、不法耕作、不正使用、水質汚染などに対応するときは「権限」をもって対応しないと、「注意」するだけでは殆ど改善されない。そこで河川管理者は他省庁などとも連携して法整備をする必要があると思う。

(渡辺委員)

河川整備の推進にあたって、住民と行政の連携・協働による河川管理に河川レンジャーによる活動が導入されたことは大変有意義であり、評価に値する。しかしながら、その組織面、運用面には、さらなる検討を要する部分がある。先ず、河川レンジャーは、民間の個人及び団体が任命されることから、法的にも行政責任の及ばない河川管理上の補助的な役割を担うことになるが任務としては公的な性格が強いため法制度に照らして待遇を明確にすべきである。また、任務の遂行に関しては適切な権限を与えることによって、主体制を持たせる必要がある。また、<河川レンジャーの構成>で「河川レンジャーは、個人または団体」とあるが、その団体に所属する個人は全員にその資格があるか否かを明確にすべきである。さらに<河川レンジャーの任命基準>で「河川レンジャーが個人の場合は満18歳以上であること」とあるが、河川レンジャーは指導的立場にあり、社会的責任と義務が生じる満20歳以上にしてはどうか。河川管理上の知識、経験、資格を有していることが望ましいとするならばなおさらである。また、「河川レンジャーが団体の場合は満18歳以上の者によって構成される団体」とあるが、これも上記に習って検討が必要であろう。現在、京都市伏見区管内において、河川レンジャーの企画、運営による体験学習の活動が実践されているが、これを淀川管内全域にまで発展させ、将来的には活動対象範囲を宇治川、桂川、木津川上流域（大臣管理区間外）にまで広げられるよう関係機関との連携を密にして検討していただきたい。

<猪名川部会>

(本多委員)

猪名川河川レンジャーの準備会設置においては、河川管理者は河川整備計画基礎案における住民との連

携、意見聴取などの項目を洗い出し河川管理者が河川レンジャーに求める役割・項目を明らかにした上で仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求めること。また準備会の役割を明確にすること。

①「改善が必要な事項」 検討に提言の趣旨との関連性が貫かれるよう準備会のメンバーに、淀川水系流域委員会住民参加部会の委員を加えること。

環境

【河川環境】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 2ha			
＜基礎原案への意見＞ 横断方向の河川形状の修復（赤川地区）は、早期実施が望まれる。 この地区の高水敷に水域をつくることは、川にとっても有意義であり、事業の推進に期待する。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 12ha			
＜基礎案への意見＞ ＜淀川部会＞ （倉田委員） （赤川地区） 1980年以前の水棲生物の多様性を回復し保全するための一連の河川環境復元工事の一つであり極めて望ましい。 魚類等の遡上・降下路を魚類等の成長ステージ（大小等）によって移動に適した選択が可能となる水路設置となり、同時に遡上時の休息域を適宜必要となる魚類にとっては好休息域となる。また、水棲生物にとってその繁殖・保育・休息場となるワンドとの連続性を保障することは格好の生物多様性保全の条件整備事業であり、実施の早期であることを切望する。 （留意点） 1. 工事時期が魚類等の稚子移動・卵流下時期を可及的に避けて実施されることが望ましい。 2. 川遊び等による水路の砂止め（詰め）遊び等による流路閉塞等による阻害のないように随時点検の必要がある。河川レンジャーの用務として指定しておく必要がある。 3. 異常降雨に伴う洪水（異常流水）による河床・河流形の変形されることもあり得、その折の復元・補修工事メニューに加えて置くことが必要である。 （紀平委員） この地域は、淀川大堰による冠水区域にあって、すぐ上流には城北ワンド群が存在している。同ワンド群の淀川大堰完成後は、①ワンド周辺の浅場の減少、②水位変動の減少、③出水時の攪乱がなくなった。主として以上のような原因により、同ワンド群は現在、環境の劣化が著しく進行し、生物相の激減がみられる。こうした中で、本事業に期待するところは大きい。水位変動が少ない中で、どのように「流れ」と「攪乱」を生じさせることができるかが成功の鍵となる。そのためには大川（旧淀川）への放流と連動して考えることも視野に入れる必要がある。			

(有馬委員)

高水敷を切り下げ、水陸移行帯を創出する計画であるが、寄り州上を上流から下流へ流水が起こるためには、大川への放流量増や新淀川への放流量増なども考えねばならない。現地が堰水状態のままでは、上流から下流への流水の可能性は考えられないのではないかと。本流に流れを呼ぶ方策と併せて修復の実施を考えるべきである。つまり、整備シート「環境35、36」と併せて調査・検討がなされるべきであろう。

(渡辺委員)

たまり再生のため、干陸化した高水敷の切り下げ等の河川整備により、河川形状が横断方向の連続性回復に繋がることは、河川にとっても大変有意義なことである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積：約4ha <基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復の実施(海老江地区)は、早期実施が望まれる。 比較的浅い低水路のある本地区に盛り土で干潟を整備することは評価できる。現在、新淀川は増水時の放水路になり、汽水域となっていないため、新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべきである。 干潟後背地のヨシ原の保全と回復に期待する。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積：約4ha <基礎案への意見> <淀川部会> (紀平委員) 干潟の整備は大いに評価する。しかし新淀川は出水時以外には殆ど流れておらず、汽水域とはいえない。本年6月に完成したばかりなので、今後は干潟形状の変化と生物相の関係などモニタリングの結果を参考にしながら、淀川大堰から常時どれだけの水を流すことができるのかを検討し、本来川の河口として、汽水域とその生物相を復活させる方向で進めてほしい。 本件は{環境-35、36}とも関連しており、淀川下流部の新淀川への適正な維持流量の把握旧淀川(大川)の水質への影響などの調査・検討がなされていることは評価する。たとえ、新淀川への適正な維持流量の把握ができたとしても、実際にこちらにはどれだけの水を流すことができるのかが問題である。			

(有馬委員)

造成後の事後調査項目の中の、『干潟形状地形調査』には冠水状況に調査記録も加えて地形の変遷を考察できるような記述が必要。また、『上位種としての鳥類、及び動物等のモニタリング』については、これまでの報告に見られるとおり、単に種の記載に終わる恐れがある。この項目を掲げた理由も併記しておく必要がある。

なお、「報告項目」に含まれていない環境－7、49～55の各シートにはどれも同じように「モニタリング」を謳っているが、具体的にそれらの例を挙げるならば、三島江野草地区のモニタリング（平成15年度）では、造成地全体の植生図作成・植物群組成・植物相調査などの項目が並び、個々にしっかりした調査結果が示されているのであるが、折角造成した野草地区が外来植物によって被われているという結果しか見当たらない。しかし、三島江野草地区とは準則の変化によって可能になった水際移行帯創世を目的にした場所である。目的実現のために、緩斜面の中に2種類の地盤高を持つ池が作られているのが他に例を見ない特徴を有する。従ってモニタリングはこの池が水陸移行帯創生に対してどんな効果を与えているかを調査するものでなければならない。また、別の例、山科川合流部の堤防補修工事では3種類の覆土が試行されている。次の年度には補修部分が伸びる計画になっているのであるが、初年度試行された覆土の効果を検討せねばならない。実際には、目視によって3種類一つを採用すると聞いた。此处でこそ、簡単な目視に頼るのでなく、覆土の効果をしっかりしたモニタリングによって確認しておかねばならいだろう。補修工事場所の延伸に対してフィードバックできるモニタリングが必要であったと言えよう。

整備シートには整備内容に相応しいモニタリング内容がしめされねばならない。単に植生分布調査・植物相調査・群落組成調査・植生断面図作成などの抽象的な表示でなく、施工方法を評価できるモニタリング計画を示しておくべきである。

(倉田委員)

(海老江地区)

1980年以前の水棲生物の多様性を回復し保全するための一連の河川環境復元工事の一つであり極めて望ましい。

魚類等の遡上・降下路を魚類等の成長ステージ（大小等）によって移動に適した選択が可能となる水路設置となり、同時に遡上時の休息域を適宜必要となる魚類にとっては好休息域となる。また、水棲生物にとってその繁殖・保育・休息場となるワンドとの連続性を保障することは格好の生物多様性保全の条件整備事業であり、実施の早期であることを切望する。

〈留意点〉

1. 工事時期が魚類等の稚子移動・卵流下時期を可及的に避けて実施されることが望ましい。
2. 川遊び等による水路の砂止め（詰め）遊び等による流路閉塞等による阻害のないように随時点検の必要がある。河川レンジャーの用務として指定しておく必要がある。
3. 異常降雨に伴う洪水（異常流水）による河床・河流形の変形されることもあり得、その折の復元・補修工事メニューに加えて置くことが必要である。

(渡辺委員)

低水路部の盛土による干潟造成工事も完成し、後は地形調査、鳥類・底生物等のモニタリングをやっていくとのことであるが、干潟造成地に生物が戻って来ていることに期待し、結果報告を望む。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
●基礎原案(具体的な整備内容)			
<基礎原案への意見>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-10	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（下津屋地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げを実施する。			
<基礎案への意見> <淀川部会> （倉田委員） 木津川の大褶曲状況（大屈折）部直前右岸の流量増大時には流水圧の掛かり易い位置にあり、破堤被害ポテンシャルが増大し易い部分の堤防補強という必須治水対策工事（治水－1 2－6－2）と、生物生息環境保全対策を兼ねるという二面戦略工事ではあるが、治水工事としての緊急性が強い。 上流部寄り 400m 程の位置は、河川屈曲部に当たり上流からの流水圧が強く、当該工事延長区間均一工事では、改修後の流水圧による破損率が高くないか案ぜられる。 環境対策としての河川形状の横断方向の非連続化修復については、河川形状の横断方向の連続性分断による流水路の複数化というだけでは、一概に生物生棲条件として否定的なものとは言えない。分断された各流水路の流水途絶の生じる可能性のある水路は解消すべきであるが、各分流する水路いずれも恒常的に流水を維持するなら、むしろ好条件となる場合も多い。例えば細く浅い貫通性のある補助水路によって小型アユなどの大型外来魚（バス類等）から逃避する遡上水路となる場合もある。要は複水路のいずれかが流水の途絶する形状とならぬことが最大有効条件であることに留意願いたい。 <留意点> 分断流水路を単線流水化する場合、河岸・河床とも自然な凹凸面が生じるよう砂礫等による変曲面を形成し、水棲生物の移動・休息をともに保証する河川造りが必要である。 （山本委員） 下流側の一部区間（約 8 0 m）について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのはいうまでもない。 当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかれるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。 <治水－9、治水－1 2－6 共通意見> （紀平委員） 堤防補強して、干陸化した高水敷を切り下げ、なだらかな水陸移行帯を再生する事業は、この地域だけでなく、全川において実施してほしい。治水-7-2 高規格堤防整備事業（新町地区）の計画によれば、河川公園を整備して入院している方々のリハビリテーションの場として利用できるようにするとある。天野川河口一帯は「天野川自然地区」になっている筈である。 近年低水路護岸が完成し、干陸化が進み、かつてのヨシ原は保全されていないが・・・自然地区の筈である。 自然地区を整備することは、その他の地区にある自然地区が、理由をつけてなくずしに整備されることになるので賛同できない。むしろ天野川を利用して劣化した自然地区の回復に努めるべきであり、「自然地区検討会」などを設けてほしい。 運動機能のリハビリに使用するのなら、これまでの公園を使用できるし、むしろ「自然地区」を回復させて、自然のなかで精神的なリハビリに役立ててほしい。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-14 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・環境委員会(仮称)の設置 検討範囲延長: 約 200m			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(下河原地区)は、積極的に検討する必要がある。 住民参加のワークショップを開催し、河川整備に住民や住民団体等の意見を聴取・反映しようとする姿勢は評価される。 横断方向の河川形状の修復ばかりでなく、修復された河川環境を活用した環境教育・自然体験のプログラムも地域住民の参加と協働のもとに同時に推進することが重要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-16 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 猪名川 下河原地区 (試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討) ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲 延長: 約 200m			
<基礎案への意見> <淀川部会> (倉田委員) 山間溪流では、約 1m 程度の落差でも勾配 1/10 前後であれば、岩場・砂礫の間に階段状小水溜り域さえ連続していれば魚類等はかなり遡上力を発揮するものである。このことからすれば、当該落差工(三段堰)の設置は河川生物のためではなく、河川傾斜が大きく自然の流水による河床掘削発生防止のためのものであったのか、農業用水利水の取水目的であったのか不明であるが、生物多様性保全を目的とする河川改修には何らかの対処工事が必要である。 しかし、魚類等の棲息条件さえ満たせば、元来の自然な河川の復元・再生という基本原則を尊重し、落差工を撤去し、自然河川掘削が生じさえしなければ多少の急傾斜溪流河川を復元を図るだけの方が望ましい。 ただ、当該位置が治水上のキーポイントとなるところの上、上流部が砂礫層地帯で異常多量降雨時には強い濁水流域となり、当該地下流周辺堤防への治水力を弱化させる「暴れ流狼」となる可能性があるのだあれば、堤防補強と併せた河床安定化の工作物として予定されている蛇行形状の階段式ないしバーチカルスロット式(流砂の堆積を避けるために選択余地あり)の魚道と河床補強が望ましいものと考えられる。 <留意点> 生物多様性復元を優先させるなら、既存の堰を削除撤去する形での溪流化の方が植生による魚類等遡			

上・降下・生息等への有効性は高い筈で、治水工作物としての配慮が不要であれ、溪流化方式を検討願いたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17	5. 2. 1	縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）	桂川支川小泉川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ●事業の数量・諸元等 落差工の修繕 魚道の設置 ＜基礎原案への意見＞ 縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）（小泉川）は、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急の実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。 魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取組みである。小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急の実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。 なお、環境-17～25 に共通する留意事項を以下に示す。 ・多様な魚種・甲殻類が遡上・降下できるように構造改善することが重要である。 ・魚道が有効な機能を発揮するためには、施設整備にあたっては、農業者、漁業者、学識経験者、地域住民等による委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うことが重要である。また、整備後には、関係漁協や地域住民の参加と協働による維持管理が重要である。 ・魚道の検討にあたっては、魚類等の遡上・降下のモニタリングを、長期的かつ詳細（異なる時間帯、水量、変動パターンなどの条件下で）に実施するべきである。 ・検討や整備の対象として、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等も含めるべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-18	5. 2. 1	縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）	桂川支川小泉川
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ●事業の数量・諸元等 落差工の修繕 魚道の設置 ＜基礎案への意見＞ ＜淀川部会＞ （紀平委員） 落差工上部の現在の流れ幅が4.0mあって、魚道幅をその4.0mを規準にされたことは評価できる。小泉川は通常は流量が少なく、魚道完成後は殆ど魚道中央の蛇行部を流れる事になると思う。しかしこの川にはカワムツ、ヨシノボリ、カマツカ、アユの魚とモクツガニ、サワガニ、スジエビなどの甲殻類が生息し、それには十分な構造と水量であると思われる。 魚道の検討に当たっては「小泉川落差工、魚道ワーキンググループ」を組織され、十分討議された結果であるが、もう少し簡単なものでよかったのかもしれない。それにしてもイメージ図がよくない。工事後は覆土して植生が早期に回復することを考えてほしい。			

(田中委員)

ハイダムにおける魚道と称する工築物は止めるべきです。これはダムがもたらす宿命であきらめるべきです。新たに魚道と称するものは又、新たな生態系の改変を生みます。だからダム開発はやめようという大きな理由の一つです。せめて、ダムで分断されてしまった上下流の生き物の棲息環境をどう保全するかに視点を定めるべきだと思います。「人間の頭で考える合理性や科学と称するものより、自然の摂理の合理性や科学の方がより崇高という事です。」

(渡辺委員)

小泉川は、現場調査においても、日常的に水量の少ない小河川である。そこで、当該魚道設置の魚道設置イメージ図や事業の数量、緒元等を見る限りでは、魚道に程よく水が集まらない可能性がある。第1に水の少ない小河川の割には構造的にも立派すぎるというか、過大すぎる余り、機能的にも効率の悪さが心配される。ここでは落差工の修繕に合わせて魚道の設置になっていることから落差工の過大設計に端を発しているのではないだろうか。従って、落差工も含めて、もう少し簡単な構造で、機能的にも効率の良さそうな魚道の設計でありたい。また、整備の効果として地域との連携の中で移動経路の重要性を理解してもらうことや、日常の自然観察等の調査・監視を協同でやっていくとなれば、河川敷の自然環境を保全し、利用者が興味深く現場（小泉川）へ来られるような試行方法をとっていただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-21	5. 2. 1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	木津川上流
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ●検討内容 ・ 該当個所での河川環境の現況調査（対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など） ・ 魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討（機能性、維持管理、将来予測等） 【施設管理者】 キトラ井堰＝甲寅用水水利組合、鹿高井堰＝宇陀川用水改良区、大河原発電所取水堰＝関西電力、相楽発電所取水堰＝関西電力、高岩井堰＝高岩井堰水利組合、ナルミ井堰＝室生村			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（木津川上流）は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから早急に実施に移す必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-22	5. 2. 1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	木津川上流
●基礎案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ●検討内容 ・ 該当個所での河川環境の現況調査（対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など） ・ 魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討（機能性、維持管理、将来予測等） 【施設管理者】 キトラ井堰 甲寅用水水利組合 鹿高井堰 宇陀川用水改良区 大河原発電所井堰 関西電力 相楽発電所井堰 関西電力 高岩井堰 高岩井堰水利組合 ナルミ井堰 室生村			

＜基礎案への意見＞

＜淀川部会＞

（渡辺委員）

木津川上流の堰、落差工においては、魚類の遡上降下に配慮した魚道の構造の検討であるが、理想としては、木津川の堰や落差工の区間内整備以前に魚の遡るおお元の淀川大堰の改修を先にやっていただきたい。木津川上流の堰、落差工の調査、検討として、魚道遡上調査がなされているが、魚道降下調査も必要なので、是非加えていただきたい。また、魚道の改善対策は、環境委員会（木津川の場合は木津川上流河川研究会）において、魚道の専門家を入れて、各堰、落差工に適した魚道の位置や型式、機能等について、あらゆる角度から検討すべきである。なお、これらの委員会、研究会には学識経験者だけでなく、農業関係者、漁業関係者、住民等も加わり、施設整備に当てて技術面、運用面において、検討を行うことも重要である。

（紀平委員）

木津川では、これまで魚道の調査は殆どなされていなかった。今回相楽発電所取水堰の魚道調査を実施され、「木津川上流河川環境研究会」のなかに「魚道部会」を設置し、検討されたことを評価する。

今年は雨が多いため、河川の水量が多い日が続いている。

魚道は水量が少ないときが最も重要であり、今後もさらに調査を蓄積されて、魚道の改良に役立てられることを期待する。なお、魚道のない落差工について、早期に魚道または魚道に変わるものを造ることを望む。木津川は堰が少なく淀川大堰を通過すると相楽発電所の堰の魚道が改善されれば伊賀上野まで遡れる。そうなると淀川大堰の魚道の果たす役割は極めて大きい。

二年前の大堰魚道のフラップゲートの改善は、その後アユの遡上とその時期のボラの遡上は著しく効果を上げている。今後はさらに隔壁や呼び水水路の改善、モクスガニの遡上のためのロープの設置などが考えられる。この際＜維持－４＞の淀川大堰関連施設の老朽化対策と併せて実施を検討してほしい

（倉田委員）

- ① キトラ遺跡 ② 鹿高井堰 ③ 大河原発電所井堰 ④ 相楽発電所井堰 ⑤ 高岩井堰
⑥ ナルミ井堰

木津川上流河川環境研究会の中間報告が提出されている由であるが開示を受けていない。また現地査察も未実施の上、上記 6 井堰の諸元資料開示もないままでは意見を述べえない。

今後の検討に待ちたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-26	5. 2. 1	魚類等の遡上・降下可能な方策を検討	既設ダム
●基礎原案（具体的な整備内容） ・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下可能な方策を検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●検討内容 ・対象魚種の選定 ・魚道での対策施設の検討 - 効果 - 施設配置 ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討			
＜基礎原案への意見＞ ダムにおける魚類の遡上・降下可能な魚道の設置については、慎重な検討が必要である。 既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な費用を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先するべきである。流域全体を視野に			

を断念することも視野に入れたうえで検討されたい。

また、青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の収集・蓄積と検討も進めて頂きたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-27	5. 2. 1	魚類等の遡上・降下可能な方策を検討	既設ダム

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下可能な方策を検討する。

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

●検討内容

- ・対象魚種の選定
- ・魚道での対策施設の検討
効果
施設配置
- ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討

＜基礎案への意見＞

＜淀川部会＞

（渡辺委員）

縦断方向の河川形状の修復は、積極的に推進すべきであるが、既設ダム（天ヶ瀬ダム）への魚道の設置は、現時点ではリスクは大きく、また新たな環境破壊を招く恐れもある。従って当面は魚道設置を中止することも視野に入れ、有効な代替案の検討を優先すべきとの意見に賛成である。例えば、将来的にダム直下までの河川の連続性が可能になるとして、それと並行して、ダム上流の流入河川の連続性確保の検討である。ダム湖においては、高度な水質浄化システムを導入して水質浄化を図り、ダム直下まで遡上してきた魚類を汲み上げ放流することで、ダム上流の生態系を乱すことなく流域の最上流まで遡上が可能となる。ただし、魚類の安全な降下については、ダムの放水口からとなるため、可能性は低いと判断される。天ヶ瀬ダムの今後の対応は、天ヶ瀬ダム、魚類等遡上降下影響評価検討委員会の検討結果を待ちたい。

（大手委員）

淀川大堰設置の目的はその上下流の治水と利水に尽きるのであるが、そのさいに、環境面での配慮が足りなかったという現実には直面しているのである。大堰の上流にあるワンドの環境が著しく悪化しているのである。課題にもあるとおり、平常時水位より約30cmも高く維持されているのが原因である。原因が分かっているがその対策がとれないのは何故なのかという疑念が生じてくる。そのための試行を行ったのがこの事業である。しかるべき専門家に検討していただき水位操作の方式を方向付けしていただくのが急務であろう。また、調査項目が水質のみの報告になっているが、生物関係のデータが得られているのかどうか、さらに、これらの短期間の調査で結論が得られるのであろうか、と言った疑念を持たざるを得ないのである。

（倉田委員）

- ① 瀬田川洗堰 ② 天ヶ瀬ダム ③ 高山ダム ④ 青蓮寺ダム ⑤ 室生ダム ⑥ 布目ダム ⑦ 比奈知ダム ⑧ 日吉ダム ⑨ 一庫ダム

一部は閘門式で対応可能であろうが、他はリフトあるいはエレベーター式魚道で対応せざるをえないであろうが、魚類等の種類によっては魚槽トラックでダムに運搬して人為的に放流する方が、効率・コストの点で格段によいと考えられる場合もある。天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会の報告の開示を受けておらず、また現地査察も未実施の上、上記ダムの諸元資料開示もないままでは意見を述べえない。今後の検討に待ちたい。

（紀平委員）

既設のハイダム（天ヶ瀬ダム）に魚道を設置することは、大変難しい。しかしさまざまな面から検討し、考えてみることは重要である。今回「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委員会」を設置し、検討さ

れていることを評価する。まず順序として、魚道をつくる方向で検討され、どのような方法があるのか、それが無理な場合はどのような代替案があるのか、そして当面は実施可能な方法を提案され、長期的にはどうすべきか、様々な案についても検討されることを期待する。

<琵琶湖部会>

(倉田委員)

現流域委員会が「治水・利水を中心とした河川整備」から、「環境保全・回復をも目的とする河川整備」のあり方を検討するという趣旨から言って、「ダム問題」の中に「魚道の修復・保全」を併せて議論して頂きたく、その検討のためには、既存ダムの魚道の設置場所・魚道の型（タイプ）と機能の「残っているもの」・「消失しているもの（河川状況の変化に伴って全く機能を失っているもの等多い由）」の点検資料を必要としますので、各工事事務所別に資料を集めて頂きたく存じます。8/19 には「魚道」の改修こそ重要として提言したく存じており、関係資料は年度内一杯を待たねばならぬかも知れぬと覚悟し乍らお願い致します。万一の場合は、近畿整備局から関係自治体へ請求して頂くことをして頂き、資料を集めるための協力を求めて頂くのも・・・と存じたりいたします。よろしくお願い申し上げます。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川

●基礎原案（具体的な整備内容）

春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。

淀川大堰

●試行内容

- ・春季～夏季（5月～6月）にかけて水位を低下させて維持する。
- ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。
- ・操作時の環境モニタリング調査
（水質・底質・魚介類等）

<基礎原案への意見>

水位操作の試行（淀川大堰）は、継続的な実施への移行が必要である。

劣化した城北ワンド群の水質改善のための水位操作は、既に2年間試行されているが、これまでの成果と反省点を明確にし、継続的な実施が望まれる。

なお、以下の事項についても早急に検討する必要がある。

- ・淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量の見直し
- ・淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量や、アユ等の遡上を促すための自然流況に近い放流などを行うための堰の操作方式

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。

淀川大堰

●試行内容

- ・春季～夏季（5月～6月）にかけて水位を低下させて維持する。
- ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。
- ・操作時の環境モニタリング調査
（水質・底質・魚介類等）

＜基礎案への意見＞

＜淀川部会＞

（槇村委員）

生物の生息環境や水質などにとって水位操作の実施は重要な試行である。操作と環境モニタリング調査の結果を、提示してもらいたい。

（原田委員）

意見書に従って継続することが望ましいと考える。

（紀平委員）

一般に4～5月頃、雨が降って水位が上昇するとコイ、フナなど魚類は浅いところにやってきて産卵することが知られている。

今回の実験は、産卵期に堰操作によって浅い新設ワンドで水位を上昇させて魚類の行動を調査された。その結果コイ、フナは雨が降らなくても堰による水位の上昇だけで産卵行動がみられ、雨の刺激より水位の上昇が要因であることが確認された。

この結果は大変意義のあることである。しかし、この結果から劣化した城北ワンド群を浅くして産卵期に堰操作をしていくことが望ましいとはいえない。過去に浅い実験ワンドを造成して試みた実験結果が示したように、湛水域では流れ（攪乱）がないので2～3年もなれば水域は陸上植物が侵入し、覆ってしまうことがわかっている。またこれまで行われてきた堰操作の調査結果から水質や底質の著しい改善効果は認められていない。いずれにせよ、水位の変動だけでは、劣化した城北ワンド群の回復は難しく攪乱（流れ）がもっとも大切であるとしかいいようがない。そのための方策を考えていくことが今後の大きな課題である。イタセンバラの増殖・繁殖に関するものとしては、イタセンバラのみの調査を行うのではなく、産卵母貝である二枚貝（イシガイ・ドブガイ）の調査研究が必要である。

（倉田委員）

＜過去の観察体験からの感想的意見＞

昭和37年前後から、京都から淀川沿いの国道を車で大学（水産学科）に通勤途上、ワンド等観察経験が何度もあったが、洗堰での放水量調節のされていない時代であった。当時はワンド内清澄な溜り水にも常に微流動があり、魚類の影を愉しめた。当時に比較してワンドの水質そのものが汚濁化が著しく進み、水量・水流より水質の悪化がひどく、イタセンバラに棲めというのが可愛そうな状態である。ワンド内の沈積汚泥も甚だしく増えているのは、本流と水の交換が減少しているのか効いているのではないかと思える。水質悪化の解消・改善は別途その方法を検討するとしても、本流の水量・流速に視点を当てるならば、淀川大堰上流部の平常水位の高さに原因を求めるのは間違っているのではないかと疑い度くなる。むしろ、本流の流量・流速の変化が往時と異なっていることに留意すべきではないだろうか。本流の逆流がワンドへの水路部で往時はもっと強く、ワンド出入口のいわば水呼吸（流水出入）がはるかに強かったように思う。従って、むしろ本流の流量および流速を自然状態（洗堰での放水調節をしない状態）に戻してみることが妥当な試行となりはしないかと考える。

（有馬委員）

良好な生物環境のための水位のあり方を検討するのであるから、魚類の産卵行為を促すためだけでなく、ワンド周辺の植物の生育環境の変化からも検討すべきである。良好な水陸移行帯を形成するための水位のあり方を検討するという立場を堅持すべきであろう。極めて教訓的な事実、水位変動操作によって魚類の産卵行動が促進されたことである。ワンドに於ける定期的な、季節的な水位の変化が魚類の生活の支えているということを如実に示したということである。ならば、湛水のまま保たれている現水位が魚類の生活を妨げていると言える。と同時に、植物自然に対しても生育を妨げているのは容易に想像できるところである。このような凄惨な事実をつかんだ以上、現況を維持することの愚を反省して、整備内容に反映させるべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-35	5. 2. 3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・ 諸調査の実施、及び維持流量の検討 ・ 大堰下流の生物調査 ・ 対策手法の検討			
<基礎原案への意見> 淀川大堰における河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急を実施することが必要である。 大川(旧淀川)等の環境を考慮しながら常時放流を検討することは緊急の課題であり、干潟の復活を含めて、早期の調査・実施が望まれる。また、神崎川の水質・底質を改善するための淀川からの送水量は、大川(旧淀川)への送水量とのバランスを考慮して見直すことが重要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-35	5. 2. 3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・ 諸調査の実施 ・ 大堰下流の生物調査 ・ 対策手法の検討			
<基礎案への意見> <淀川部会> (大手委員) 環境-29のところで述べたように、淀川大堰の操作によって、大堰の上下流の環境が生物にとって厳しいものとなっている。大堰直下流の環境がその放流量の増減によって問題が発生している。とくに、夏期の低流量時に生じる低層における貧酸素化が問題となり、この改善策としての放流量のあり方を適正化したいのである。これは大堰下流部の問題として解決するのではなく、上流のワンドの環境改善と表裏一体となるものであり、大堰上流で平常時水位より高めの水位を維持し、下流部では放流量の低下を来たしている。上下流双方の環境悪化を招いていることに留意して、堰の上下流での水環境が適正なものとなるように、堰の操作をきめ細かい操作に切り替えることを目指して、さらなる調査を継続していただきたい。 (原田委員) 調査の継続、推進が望ましい。ただし、その結果をもとにした維持流量についての意思決定においては、琵琶湖の水位操作や丹生ダム建設についての議論からも明らかなように、流域全体の水収支や環境を考えることが重要である。 (倉田委員) <河口流水について重要な留意点>			

河口周辺域での生物多様性の復元にとっては、流下水の水質や流量も重要であるが、流量よりも変動に富む流況がより重要であることに留意すべきである。

昭和30年代末～昭和50年代末に、沿岸海面漁業調査を近畿・四国中心に随分多く実施した時の知見では、河口周辺には好魚場が形成され、大阪湾でも同様であったが、昭和60年代に入る少し前から大阪湾でも漁場形成が鈍り、漁業者は「ナムラ（魚群）が散ってしもうて、以前のようなアタリ（集中漁獲）がなくなった…」と嘆いていた。大阪湾漁業者によれば魚の索餌場所がなくなり漁獲が「薄くなった」から網漁（小型底曳網）壊滅するとのことであった。この現象は、河口域への河川水の流入によって餌となるプランクトンや魚類の密集化や発生による魚群集中化が促され、河川への遡上誘引作用が働き、降下魚類の集中的展開が促されるためと考えられる。

大阪湾では、降雨時に淀川河口に多量の河川水があたかも集中豪雨的に淡水塊状に突出した形で流入し、魚群の索餌域や遡上魚誘引域を形成していたのが消滅したものと考えられる。洗堰での放水調整と淀川大堰での流下淡水の遮断が効いて大阪湾漁業の壊滅を水質悪化とも伴って促したものと考えられる。淀川河口からの河川流水が、自然降雨毎に突出水塊型の大きな量的変動を伴っていたことが、河口周辺域漁場形成や遡上魚類誘引作用を持っていたことは、神崎川河口からの流入河川水と相まって大きな影響を及ぼしていたと考えられる。河川水の海面への流入促進・復元を図ろうとする工事は極めて重要な生物多様性復元・保全条件となるものであり、流入河川水の量的確保もさること乍ら、量的問題より平準的攪乱でなく、降雨時に多量突出水塊型の随時発生流況という自然状況を再生することが、より重要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早急に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施、及び維持流量の検討 <基礎原案への意見> 淀川大堰下流・大川・神崎川において河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。 環境-33, 34 に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早急に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施 <基礎案への意見> <淀川部会> （大手委員） 川が川らしいと言う姿が何故維持されないのかと言う課題が、いつも提起されている。原始の川のように河川施設がなければ、このような問題は起こらないのである。我々人間社会が川を人間の利便性のために、その自然の流れを変えてきたのである。より環境に配慮するようにとの河川法の改正は、むしろ遅きに失する事態となってきたのである。この1年間の調査で、旧淀川へ70 m³/s、神崎川へ10 m³/s			

s と言う放流量で試行して、これで維持流量がこの数値の量で良いという結論が得られるのであろうか。維持流量の検討を10項目にわたって行われているのであるが、環境－29、環境－35でも指摘したように、大堰設置の段階でこれらの検討があつての話であつて、これらの悪影響を認識したので、これらを改善するために始動したと解釈すれば納得できるのである。それがたった1年間程度の調査で結論が得られるのであろうか、このような重大事はさらに年月を経た調査を継続して慎重に結論に結びつけたいものである。

(有馬委員)

赤川地区の河川形状の修復(環境－6)との関連を考慮することが大切である。また、「底生生物の調査を実施」とあるが、底生生物の何を調査するのかその内容を十分検討しておく必要がある。このままでは、底生生物のリストが作成されるだけであらう。

(槇村委員)

河川環境上必要な水量の確保は早急に着手すべきであり、維持流量の把握のための検討項目は、検討手法ではほとんど網羅されており、調査の実施を進めて欲しい。またその結果を報告してもらいたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。 土砂移動の連続性の確保 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●調査内容 ・土砂移動の連続性の障害がもたらす影響の検討 ・下流への土砂供給の検討 ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討 ＜基礎原案への意見＞ 土砂移動の障害を軽減するための方策の検討は、土砂移動の連続性の確保を基本として検討を進める必要がある。 「総合土砂管理方策の検討」を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。とくに、ダム内の堆積土砂除去作業時の濁水対策、生物の生息環境を破壊しないダム土砂排除方法についての検討が必要である。 土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。検討にあたっては、河川全体の土砂収支を重視し、具体的方策、費用、期待される効果などを明らかにする必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム
●基礎案(具体的な整備内容) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。 土砂移動の連続性の確保 (1) 瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム、			

●調査内容

- ・土砂移動の連続性の阻害をもたらす影響の検討
- ・下流への土砂供給の検討
- ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討

<基礎案への意見>

<淀川部会>

(大手委員)

水源から海まで、川は連続性を確保すべきだという本委員会の意見書にうたわれている。まことに結構なことであるが、必ずしもそうとは言えない現実が存在しているのである。わが国は狭小な国土に1億数千万の人口を抱えている。どこの山地へ入っても人が住み着いている。その上国土の70%以上が急峻な山地であることを忘れてはならないのである。旧大陸や新大陸の河川のイメージがわが国では通用しないのである。これら山地を縫って流れる溪流はその勾配が1/10以上の急勾配をなしており、これら溪流を取り巻く山腹斜面からは絶えず土砂を生産し、流出しているのである。この下流に人家がなければ何も言うことがない自然的現象であるが、現実にはこれら溪流の出口には必ず集落が発達しているのである。これらの人々の安全と安心をもたらすのが砂防事業である。そのさいに、用いられる構造物に落差のあるものが多く使われて、不連続性が指摘されるのである。しかし、荒廃山地の圧倒的な土砂量を目前にして住民の生活環境の確保か、生物の生活環境の確保かのどちらを選ぶ段階でどの選択が正しいかは自ずから決まってくるのが当然のことである。今回の新潟中越地震での山古志村における災害に見られるように、村全体が地すべり土砂で埋め尽くされれば、全村で離村してもおかしくはない状態であろうが、現実には村民の意向にもよるが、当然復旧を希望されるのが順当な成り行きであろう。そうすれば、土砂の固定化および安定化を図るためには土木的構造物の助けが無くては成り立たないのである。あれだけ地表が攪乱状態に追い込まれれば、何処に安全な土地空間を作り出すかが問題となる。すなわち、環境問題を取り上げるのに、自然の生態系が対象なのか、住民の生活環境の回復に主眼を置くのかと言う二者択一の岐路に立たされているのである。砂防ダムもこれら土木的工作物の一種であり、生活環境の創出に向けて設置されなければ土砂の安定化は果たし得ないと考える。同じダムという名が付くだけで砂防ダムと貯水ダムとでは機能面から見れば多少似通った点もなきにしもあらずで、その社会性から見れば大いに異なるのである。すなわち、前者は地元住民の生活環境の創出を目標にするのに対し、後者は下流住民の生活環境の豊かさを創出することに主眼を置くが、土砂の連続性については従来のダムでは全く不連続であることは否めない。この点が本事業の対象とされる問題である。提案されている方策として、浚渫一運搬方式、トンネル方式など各種の方策があるが、運ばれた土砂がどれだけの期間に、どれだけの量が、また、それらの土砂の粒径組成がどのようなものであるかなど、数多くの問題があり、これらを逐一調査検討を加えて解決していかなければ下流域での河床の安定なり、生態系の回復はあり得ないものと考ええる。

(倉田委員)

河川及び河川周辺生棲生物の多様性保全上からは「環境－48、土砂移動の連続性の確保」と併せて検討すべき課題である。土砂移動の連続性の確保の上で、障害となる事象を軽減する方策として考えたい。河川の自然な流水質や氾濫に攪乱を伴う流況の季節変動をライフサイクルの一環として適応して生棲しており、それを損なうことは魚類・植生等の多様性を破壊することにつながる。河川の土砂移動も河川や下流海面・湖面の健全な永続のための一つの保全必須条件である。

土砂沈降・堆積障害はダムのない河川においても発生するとはいえ、ダムによって起こる場合が多く、その障害もおびただしい。土砂移動障害の軽減・解消策はダム埋め戻しが即効性のある方法であるが、水摂取・利用の便法として設置されてきたダム利用に替わる革新的な科学技術的方法の出現までは既存ダムの持つ宿命的弊害の軽減策を取り入れざるをえない。宿命的弊害といったのは、鉄分その他栄養塩類の流下阻害、冷水塊生成、貧酸素水生成など多岐に亘るが、土砂移動障害面だけでも、河口周辺への土砂供給減少による海岸侵食原因となるほか、「飢えた水」が河川部でのアーマー化（地盤露出化）の因ともなり、時にはダム自体がその流入部手前で河床高化による流水位の上昇因をも作ることもある。従って提案されている軽減策のうち貯砂ダムの併置案は賛成しかねる。

バイパス排砂、（可動）ゲート排砂を求めたいが、布目ダムで実験中の置土フラッシュ流下の効果がある

由、これらの詳細説明を待ちたい気持ちが強い。トンネル排砂部分が長期維持可能なもので支障時（巨岩混入などの塞止発生）修復が簡便であるならば、これを併用することもよいと思う。土砂移動の実現を望みたい。

<猪名川部会>

（池淵委員）

ダム堆砂をわずかではあるが排出するとともに、その土砂を下流に投入し、ダム放流量などで移動させる土砂の下流還元方法であり評価できるが、下流河川への影響、環境回復効果をどのようにモニタリングするか考えておく必要がある。その際、土砂投入量とその粒径分布特性、放流規模とそれにとまなう土砂の移動過程および影響・効果範囲などまだまだ試行実験がともなってくるのでは、猪名川自然環境委員会でフォローを。

（畚野委員）

整備シートの第1項の、具体的な整備内容の項で、総合土砂管理と共に「土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図ると謳われているが、今後重要な検討課題として、是非実現に努力していただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-51	5. 2. 6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流
●基礎原案(具体的な整備内容) オオサンショウウオの生息環境を保全する。			
<基礎原案への意見> オオサンショウウオの生息環境の保全は、着実な効果が上がるよう慎重に検討するべきである。 オオサンショウウオの有効な保全策が確立されていない現状を踏まえると、整備内容シートに記載の試験地のモニタリングでは、生息環境の保全が保証されるとは考えられない。人工巣穴についても造らない方がよいという意見もあり、慎重な対応が必要である。また、提言の趣旨からすれば、食物連鎖構造の上位捕食者の過剰な繁殖は生態系のバランスをくずすおそれがあり、オオサンショウウオのみの保護だけでなく、河川生態系全体を保全する観点で事業を計画することが求められる。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-53	5. 2. 6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流
●基礎案(具体的な整備内容) オオサンショウウオの生息環境を保全する。			
<基礎案への意見> <淀川部会> （大手委員） 特別天然記念物オオサンショウウオの生息環境の保全に関しては、いまさらここで述べるまでもなく、大きな問題である。近年オオサンショウウオの生態に関して多くの研究成果が提出されている。ここでは、人工巣穴の設置が提案されている。しかし、提案されている人工巣穴はコンクリートの二次製品を用いていることもあって、なかなかうまく利用されにくいのではないかと心配がある。もともとこれらの巣穴を設置する際に、利用されているかどうかを確認しなくてはならないという理由で、コンクリートの二次製品が使用されたと考えられる。このことは人間のサイドでの論理であってオオサンショウウオの身になってみれば大変なお門違いであったかも知れないのである。すなわち、彼らが自然の河床を歩き、岩の割れ目とか、岩塊の堆積に生じる隙間に巣穴を求めるとすれば、自然の岩肌の感触を学習しているに			

違いないのである。そこで、ツルツルしたコンクリートの肌触りよりゴツゴツとした自然の岩肌の方がより馴染みやすいのではないかと推論する次第である。巢穴の利用に関しては、例えば、自然石で空洞を作る石組みを考案するなど、他の方策を考えればよいのではないだろうか。今後の調査の結果に期待するところが大きい。

（原田委員）

17年度以降の調査について、調査・保全検討委員会の指導・助言をうけて行う見直しに注目したい。なお、資料に示されたフローチャートはダム建設を前提としたものであるが、ダム建設の可否そのものが議論の対象になっている現状をふまえ、見直しにおいては以下をお願いしたい。①試行的に行った保全処置の検証を十分に行い、ダム建設の影響について、信頼性の高い予測を得て、ダム建設の意思決定にかたしてほしい。②9年間もの間、調査が行われたにもかかわらず、ダム建設予定地の個体数推定すら十分に行えていない現状をふまえ、十分かつ効率的な調査努力の投下を行ってほしい。

（倉田委員）

琵琶湖は長年に亘り研究フィールドとし、ビワコオオナマズは漁師から見せてもらっており、琵琶湖流入河川漁業の実態も認知しているが、山岳溪流に潜むオオサンショウウオは見たこともなく、その生態すら聴き及ばず、意見を求められても応答の余地はない。1981年刊『日本産魚名大辞典』（日本魚類学会編著）にも記載がなく、恐らく1985年以後発見された秘境生息魚であろう。秘境の自然をそっくりそのまま保存保護するべきで、人蹟・開発を加えるべきではない。進入禁止区域として自然環境保全域とするべきだと考える。いたずらに人為による保護を名目に秘境を開発するべきでない。現在、オオサンショウウオ調査保全検討委員会が、分布・生態の研究を始めておられる学術研究は認めるが、そうした秘境を水資源確保のために活用範囲に含めることは厳しく制限すべきで、ダム水域となるようであれば即刻にも、関係ダムの撤収をすべきと強く訴えたい。

治水

【治水・防災】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の１）から３）の項目について検討・実施する。 ●検討・実施内容 １）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） ２）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） ３）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜基礎原案への意見＞ 早急に「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。 事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。 ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。 ・上記協議会を設置し、防災機関（組織）と住民（個人）の連携の強化をはかる。 ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。 ・情報公開 ・既存組織との連携			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の１）から３）の項目について検討・実施する。 ・検討・実施内容 １）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） ２）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） ３）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜基礎案への意見＞ ＜淀川部会＞ （田中委員） 近年の水害例を考えてみますと短時間の集中降雨、しかもピンポイント的な傾向、特徴があります。環境改変による流域の雨水浸透能力の低下などの理由もありますが、洪水ピークが早くなり、しかも極端にはねあがります。そのため避難行動が遅れてしまうという事態が起きます。気象予報のより正確なレベルアップと敏速な伝達を充実させることも必要。従来の上意下達のシステムではなくよりスピーディーなシステムを構築するには横のラインのリアクションを従前に確立しておく方法を協議会で検討していただきたい。洪水もスピードの世の中になっていると思われ、それに対応できるような「避難住民ネットワーク」など横の連帯が必要だと思います。 また、ダムの放流操作の影響で下流に水害が発生したという被害住民の訴訟の事例が多くあります。緊急放流のタイミングなど、放流システムを予め、流域住民への情報伝達を確立しておくことが重要です。 （川上委員） 水害に強い地域づくり協議会（仮称）（以下、協議会と言う）は、河川整備計画基礎案（以下、基礎案と言う）によると「河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成」し、「関係者が連携して」①「自分で守る」②「みんなで守る」③「地域で守る」について検討・実施する、としたものである。そして平成			

16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区（4市4町）において、9月には木津川左岸地区（2市2町）において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組みました。このことは、淀川水系流域委員会（以下、委員会と言う）が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、という河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジを高く評価したい。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているといえるのではないかと思う。

しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。

「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うとき」に、まず人命（特に災害弱者）だけを優先的に避難・救助できる実際のかつ機能的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。

これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実状を実感してもらうための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から（河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ）一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。

（山本委員）

（協議会の組織づくり以外のソフト面について。）

雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難、浸水が始まらないうちに行動、をまず周知すること。

水害に強い人づくり、が重要である。

今後2、30年での整備計画の中で、水害に強い流域住民を育てる知恵を伝えるために、今後河川レンジャーや地域NPO、住民との連携が望まれる。

京都府福知山駅前大モニター画面のように、人の集まる場所で常時浸水ハザードビデオと避難について情報が得られる工夫が地域ごとに必要である。

<猪名川部会>

（細川委員）

「猪名川流域総合治水対策協議会」に「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの、河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていない。新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留保水機能、貯留機能強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗状況に期待する。また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。

（本多委員）

また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ~6-5	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川

●基礎原案(具体的な整備内容)

・高規格堤防

現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。

治水-6-1 点野地区

治水-6-2 新町地区

治水-6-3 江川地区

治水-6-4 牧野北町地区

関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。

治水-6-5 大庭地区

<基礎原案への意見>

治水-5に同じ

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点：新町)

●基礎案(具体的な整備内容)

・高規格堤防

現在、高規格堤防を整備中の新町地区は、完成を目指し、継続して実施する。

<基礎案への意見>

<淀川部会>

(山本委員)

整備による治水効果、都市環境向上効果等の調査が必要である。

淀川左岸は、重点的に高規格堤防がすすめられているが、堤防完成後、町側への越水状況の変化によるハザードマップの見直しなどが必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9	5. 3. 1	堤防補強	淀川

●基礎原案(具体的な整備内容)

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。

淀川 約 39km

桂川 約 6km

木津川下流 約 13km

木津川上流 約 1km

猪名川 約 5km

宇治川 約 27km

瀬田川 約 3km

(各箇所については個別に記す)

* 1 km未満の延長は切り上げて表示している

<基礎原案への意見>

堤防補強については、堤防補強の必要な箇所の調査を早急の実施し、「淀川堤防強化検討委員会」で決定された補強手法で早期に実施する必要があるが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要である。また、新たな工法の試験施工を行い、積極的に実用化をはかる必要がある。

これまでの堤防強化では、鎧型工法(アーマー堤防)が多用されているが、堤防法面の植生の撤去が必要なことや、堤体が従前のままでは、堤防本体の脆弱性による耐震性の問題がある。今後は、従来型に対して下記メリットを有する混成堤防(ハイブリッド堤防)の実用化を推進するべきである。環境を重視した川づくりの成否はこれにかかっている。

- ・スーパー堤防に比べて安価である。
- ・新たな用地が不要である。
- ・堤防法面の植生等を乱さない。
- ・越水しても破堤しにくい。

ただし、下記事項について検討することも必要である。

- ・地下水への影響
- ・強度w、耐久性、耐震性

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。

淀川 約 39km
桂川 約 6km
木津川下流 約 13km
木津川上流 約 1km
猪名川 約 5km
宇治川 約 27km
瀬田川 約 3km

（各箇所については個別に記す）

* 1 km未満の延長は切り上げて表示している

<基礎案への意見>

<淀川部会>

（山本委員）

下流側の一部区間（約80m）について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのはいうまでもない。

当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかれるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。

<治水-12-6、環境-10共通意見>

（川上委員）

今年発生した新潟・福島水害、福井豪雨水害、台風23号による各地の水害などいずれも破堤による大水害が多発したが、今後の治水対策を考えると、改めてこれまでの治水対策を抜本的に見直す必要があると痛感した。これらは未曾有の集中豪雨による水害とは言え、「既設の堤防はこれほどまでに軟弱だったのか！」という思いと、「ダムの効果は極めて限定的だった」という受け取り方が大方の認識であろう。堤防が住民を守れなかったことから、「河川管理者はこれまで何をしていたのか！」という河川行政に対する住民の批判は到底避けられないであろう。

一般に破堤の原因として越水、洗掘、浸透、パイピング現象などが挙げられるが、破堤直前の堤防の状況を考えると、これらの現象がそれぞれ個別に起こって破堤に至るのではなく、洪水の現場ではこれらが平衡かつ複合しているのが通常であると考えられる。このような状況になっても、破堤さえしなければ甚大な被害、壊滅的な被害は回避できるにちがいない。越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透しても破堤しない堤防、さらにはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防が求められる。河川管理者は高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備を推進するとしているが、これは破堤はしないものの、都市計画やまちづくりとの兼ね合いで事業実施までの調整に長期間を要し、用地買収、建設費などのコストも高く、河川景観上も問題があり、沿川全体に整備すると言うわけには行かない。

このような観点から「淀川堤防強化検討研究会」の答申を見ると、検討の内容および結果が従来の堤防の常識の域を越えるものではなく、ここからは堤防本体の脆弱性を改善する抜本的かつ有効な対策を期待することができないと言わざるを得ない。なぜ土堤原則を越えた画期的な堤防を検討すらしようとしないのか疑問に思う。委員会は、先に「提言」において「ハイブリッド堤防」（混成堤防）の検討を提案し、その後意見書においても地下水への影響や強度、耐久性、耐震性について検討し、実用化を推進すべきとし

た。「第二次淀川堤防強化検討委員会」を立ち上げ、これまでのすべての枠組みを外し、委員会の提案を尊重しつつ、海外の事例も参考にしながら、一から淀川の特性に適した強靱な堤防の整備のあり方を検討し直すべきである。

<琵琶湖部会>

(宗宮委員)

水害の防止は何物にも代えがたいとの立場から、「河川堤防強化委員会での審議を踏まえて決定する」とされているが、環境（水質や生態系）の視点で一体何が論議されたのか？手法選定の判定要因として環境因子は配慮されたのか？工事中やその後の影響については、整備基礎案の 5. 2. 8 にいくつかの点が指摘されている。出来れば、河川堤防強化委員会は淀川堤防適正化検討委員会とでもすれば、環境サイドからの検討項目も取り込めるのではなかろうか。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-10-1 ～10-34	5. 3. 1	堤防補強	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長（地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施） ※治水-10-28～10-34については、 治水-15 堤防補強（琵琶湖後期放流影響区間）における宇治川詳細調査実施区間に含まれる			
<基礎原案への意見> 治水-9に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水 -12-6-2	5. 3. 1	堤防補強	木津川（下流）（地点：下津屋②）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施） 約 800m			
<基礎案への意見> <淀川部会> (山本委員) 下流側の一部区間（約 80m）について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのはいうまでもない。当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかれるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。 <治水-9、環境-10 共通意見>			

利水

【利水】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5. 4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜基礎原案への意見＞ 「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。 利水者の水需要については、水利権の許可件数延241件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。 まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5. 4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜基礎案への意見＞ 利水に関する具体的な整備内容として、まず「利水者の水需要の精査確認」を実施することが重要かつ緊急の課題である。大切なことは、「何のための精査確認か」ということである。 現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、「水供給管理」から「水需要管理」へという新たな利水の理念転換の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方に基づき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である。 現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており、農業用水のいわゆる慣行水利権についても、水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実態の精査を行った上で許可水利権移行を進める必要がある。 なお、現在の淀川水系における水利権とその許可期限について、平成15年10月9日に河川管理者から提供された資料によると、平成15年以前に期限が到来したもので申請内容補正中のもの及び協議中			

のものが17件あり、また、昭和61年から保留というものもある。平成16年3月を期限とする25件も含めて、早急に審査を行ないその結果を公表する必要がある。また、平成17年3月を期限とする16件について今後どのように審査しようとしているのかも明確にすべきである。

- ・平成15年以前期限の17件：農業用水12件、水道用水4件、発電用水1件
- ・平成16年3月期限の25件：工業用水5件、農業用水14件、水道用水2件、発電用水4件
- ・平成17年3月期限の16件：工業用水4件、農業用水3件、水道用水6件、その他3件

なお、今後期限が来るものについては審査を迅速に行ない、その都度結果を公表する必要がある。

(寺田委員)

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者の水需要の精査確認」を実施することは、重要かつ緊急の課題であり、早期の精査確認の実施完了が必要であるが、大切なことは、何のための精査確認かということをし正しく認識しなくてはならないということである。

「水供給管理」から「水需要管理」へという新しい利水理念の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方にもとづき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要性が存するのである。

(柘屋委員)

(1) 水利権とその許可期限についての取り扱い

・平成15年以前に期限が来たもので申請内容補正中といったものや、協議中といったものが17件あり、古いものは、昭和61年から保留というのがある。こういったものは今どうなっているのか。また、水の供給はどうしているのか。

17件の内訳：農業用水12件、水道用水4件、発電用水1件

・平成16年度に期限が来た25件はどういう状況になっているのか

25件の内訳：工業用水5件、農業用水14件、水道用水2件、発電用水4件

・平成17年度に期限が来る16件はどうしようとしているのか

16件の内訳：工業用水4件、農業用水3件、水道用水6件、その他3件

注：以上のデータは、2003・10・9 河川管理者提供資料による

(2) 今後、期限が来るものについては、その都度取り扱いを明確にする必要がある。

<猪名川部会>

(細川委員)

各利水者が水需要の精査確認を始めたことは評価できる。しかし、計画中のダムに関わることであり、早急に結論を求めるべきである。また、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、不十分である。猪名川の利水については農業用水が多く、さらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。			
<基礎原案への意見> 水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。 利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著し			

く説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。

なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-

●基礎案（具体的な整備内容）

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

○大阪府営工業用水道

○尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に配慮する。

＜基礎案への意見＞

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整を実施する必要があるが、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに、安易かつ恣意的に新たな水需要を容認するものであってはならない。「利水安全度」の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については学識経験者や住民の意見を聴取するしくみを設けることが「水需要管理」の主旨に適用と考える。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の下で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を目指すべきである。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

（寺田委員）

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整を実施する必要があるが、大切なことは、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに新たな水需要を容認するものであってはならないということである。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の下で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。

＜猪名川部会＞

（細川委員）

今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用では不十分である。農業用水の水需要の精査して、許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮して流域全体の水需要の管理を目指すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-3	5.4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム

●基礎原案（具体的な整備内容）

既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。

取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。

1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。

○桂川 日吉ダム

2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。

○木津川 室生ダム

○猪名川 一庫ダム

3) 既設ダム等の連携操作により、さらなる効率的な渇水対策を図る。

＜基礎原案への意見＞

「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用をはかる」ことは積極的に推進する必要がある。「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施」を推進し、既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討が必要である。

取水実態をよりの確に把握した補給や効率的な補給を行うことは管理者として当然の事項であり、とくに取水実態の把握については日常的に行う必要がある。取水実態（ダム放流量・基準点流量および大阪湾への放流量等）の公表状況を注視したい。また、効率的な運用を住民等関係者に説明する必要がある。節水活動等について末端利水者である住民との協働が望まれる。

なお、効率的な補給や既設ダム等の連携操作については河川環境への影響を考慮した検討が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-3	5. 4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム

●基礎案（具体的な整備内容）

既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。

取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。

1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。

○桂川 日吉ダム

2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。

○木津川 室生ダム

○猪名川 一庫ダム

3) 既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であり、積極的な実施・実施結果の十分な検討とその反映など、今後の成果に期待する。委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	-

●基礎原案（具体的な整備内容）

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

利水者、関係自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時から水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

＜基礎原案への意見＞

「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。

渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	-

●基礎案（具体的な整備内容）

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

＜基礎案への意見＞

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織とすること」を実施することは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織とするためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

（寺田委員）

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議を、平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、——→住民の実践的行動を提起できる組織とすること」を実施することは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織とするためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

（桝屋委員）

節水に関してラジオ・テレビ・パンフレットなどによるPRを行なっている。こういったことを実施していくことは今後も重要なことであるが、さらに、重要なこととして、具体的な節水行動へと誘導する仕組みがある。例えば、雨水貯留槽設置への補助制度や、その技術的なサポートシステムなど、一部の自治体で採用しているところもあり、こういったところと連携するののひとつの方策である。

今後、節水社会への誘導策として、こういった点について何らかの工夫と取り組みが必要と考える。

＜琵琶湖部会＞

（村上委員）

環境－30の意見を参照

＜猪名川部会＞

（本多委員）

水需要抑制に基づく節水のPRについてPRを一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行い、地域ですでに取り組まれている自治体、NPOと連携して推進すること。河川レンジャーの課題とし流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを進める。

利用

【利用】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-1	5. 5. 1	水上オートバイの利用規制	淀川本川
●基礎原案(具体的な整備内容) 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸17km付近）での利用に限定し、調査を継続する。 尚、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。			
＜基礎原案への意見＞ 淀川本川での水上オートバイに関する対策の方向性は概ね適切であるが、法制度等による利用規制を検討するべきである。 水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえたうえで、淀川水系では、禁止を含めた利用規制を考えていく時期に来ている。水上オートバイの利用水域を一津屋地区に限定して認める施策は当面のやむをえない措置として、整備内容シートの記述どおり将来的には移転させるべきである。さらに、淀川流域全体で禁止を含めた検討が必要である。なお、移転先として考えられている淀川大堰下流の汽水域は、豊かな生態系が形成されている地区であり、野鳥、魚類などの生息環境を含む汽水域の環境に影響が及ぶのは必至であるため、慎重に検討するべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-1	5. 5. 1	水上オートバイの利用規制	淀川本川
●基礎案（具体的な整備内容） 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸17km付近）での利用に限定し、調査を継続する。 なお、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針、ならびに、これに基づく事業の進め方は概ね適切であるが、淀川大堰下流の汽水域の自然環境にも十分配慮する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-2	5. 5. 1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川（瀬田川）
●基礎原案(具体的な整備内容) 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により適正に管理されることを支援する。			
＜基礎原案への意見＞ 瀬田川での水上オートバイ、船舶等に関する対策の方向性は概ね適切であるが、騒音、水質を含めて琵琶湖等の環境に与える影響を調査検討するべきである。 船舶等の運航の適正化に関し、滋賀県等を支援することは概ね適切である。琵琶湖全域の水質等の調査を滋賀県と連携して行い、水上オートバイ、プレジャーボートが琵琶湖等の環境に与える影響の調査を詳			

細に検討することは早急に実施するべきである。自然環境への影響が認められた場合は、航行禁止を含む航行区域・期間・時間などの制限を定めるとともに、琵琶湖の水上オートバイの禁止、プレジャーボートの隻数制限など、法整備の検討も必要な時期に来ている。また、水上オートバイ、プレジャーボートの規制は環境の保護だけでなく、利用者を含む住民の安全を守るためにも必要である。なお、船舶の航行に伴って河川植生を壊さないよう、予防・防護措置の検討が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-2	5. 5. 1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川（瀬田川）

●基礎案（具体的な整備内容）

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により適正に管理されることを支援する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組む必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3	5. 5. 1	船舶等の通航規制	淀川本川

●基礎原案（具体的な整備内容）

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。

＜基礎原案への意見＞

船舶等の通航規制に関する対策の方向性は概ね適切である。

船舶の航送波により河岸植生が破壊される可能性が十分考えられるうえに、水生生物の保全、利用者の安全性の確保、周辺の地域への迷惑行為の防止等の各種の観点からからも、通航規制は必要である。施策の実施にあたっては以下の点に配慮するべきである。

- ・通航による影響の事前の予測とその防護技術を開発する必要がある。
- ・水面利用ルールを検討する「淀川水面利用調整協議会」には、環境分野の学識経験者、住民等を含める。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3	5. 5. 1	船舶等の通航規制	淀川本川

●基礎案（具体的な整備内容）

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針、ならびに、これに基づく事業の進め方は概ね適切であり、平成10年12月に設置された「淀川水面利用調整協議会」に環境分野の学識経験者及び住民、NPOなどを参加させるとしたことは評価できる。また、利用-4の事例（瀬田川水辺利用のあり方検討）のようにワークショップ方式の対話集会を開いて一般住民の意見発表の機会を設け、協議会と対話集会の両輪で水面利用の適正なあり方を検討する方法も有効である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-4	5. 5. 1	瀬田川水辺利用者協議会（仮称）の設置	淀川本川（瀬田川）

●基礎原案(具体的な整備内容)

瀬田川では、学識経験者、自治体等関係機関及び住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の栈橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。

＜基礎原案への意見＞

「瀬田川水辺利用者協議会(仮称)」等の組織を活用することは当面の適切な処置と考える。利用者を含めた、めざすべき河川環境などの理解を深め合う場としても活用するのが望ましい。

協議会においては、提言に沿った排他的・独占的利用の制限に向けて栈橋、係留施設等の占用権の一定期間ごとの見直しを行っていくことが重要である。

同協議会を利用希望の利害調整だけでなく、めざすべき河川環境などについて話し合い、理解を深め合う場として活用していくこと、「河川保全利用委員会(仮称)」や利用者との情報交換、意見交換ができるようにすることが望ましい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-4	5. 5. 1	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)

●基礎案(具体的な整備内容)

瀬田川では、学識経験者、住民及び自治体等関係機関からなる瀬田川水辺利用者協議会において、既存の栈橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針、ならびに、これに基づく事業の進め方は概ね適切である。

平成16年2月に設置した「瀬田川水辺協議会」を、学識経験者、地域住民、瀬田川に関係する諸団体関係者、関係行政機関など多様な個人・団体で構成し、また、ワークショップ方式の対話集会を開いて一般住民の意見発表の機会を設け、協議会と対話集会の両輪で水辺のあり方、水辺利用の適正なあり方を検討することとしたのは淀川水系において先進的であり、極めて適切な措置である。

＜琵琶湖部会＞

(井上委員)

瀬田川水辺協議会、河川保全利用委員会の有り方、その地域にある企業家の異業種交流会グループ、地域の大学生などにも委員に入ってもらい幅広いアイデアを取り込む必要があると思います。住民が自治会のみではさみしい感じがする。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-5	5. 5. 1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川

●基礎原案(具体的な整備内容)

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を検討する。

●検討内容

「5. 2. 1(2)縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。

＜基礎原案への意見＞

堤外地およびその周辺の生物、水質への悪影響が少ないカヌーや手漕ぎボートなどの水面利用を進めることは概ね適切であるが、実施にあたっては水辺の環境への影響を抑える整備を検討する必要がある。

手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は続けられるようにする必要があるが、本来の河川環境が損なわれるような施設整備は避けなければならない。これらを対象とした施設整備については水辺の植生や生態系に与える影響が比較的少ない簡略な手法、例えば間伐材を活用したデッキや木道等によるアプ

ローチ程度の整備が望ましく、河川環境への影響等も含め十分な検討が必要である。堰、落差工の魚道は、構造によってはカヌー等の通路として利用可能であり、床固めも含めた総合的な検討が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川
●基礎案（具体的な整備内容） カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。 ●検討内容 「5.2.1（2）縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。 <基礎案への意見> 基礎案に掲げられた方針、ならびに、これに基づく事業の進め方は概ね適切であるが、水辺へのアプローチ整備に当たっては、河川環境への影響が極力少ない方法によることが望ましい。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）
●基礎原案（具体的な整備内容） 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境、地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。 ○設置単位 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川 <基礎原案への意見> 学識経験者および沿川自治体からなる「河川保全利用委員会（仮称）」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断するとしていることは概ね適切である。 占用権の一定期間ごとに見直しを行い、排他的独占の利用の制限に向け、現状を踏まえて公正な判断をする「河川保全利用委員会（仮称）」を設置することは概ね適切である。以下の点に配慮して行っていくことが重要である。 ・同委員会では占用許可施設のみならず、それ以外の利用、例えば堤外民地、自由使用のグラウンドなどスポーツ施設などについても審議する必要がある。 ・委員会の委員構成、住民意見聴取方法、審議の日程・内容・結果等に関する情報は公開する必要がある。 ・委員会は、学識経験者と沿川自治体で構成されており、地域住民の参加方法については、「委員会において意見を取り集める方法とする」となっているが、利用者や沿川住民を構成員に入れる必要がある。 ・ゴルフ場、公園等占用施設の新設および更新の許可にあたって、占用許可基準の変更、さらには河川敷利用縮小基準を検討する必要がある。 ・利用希望の利害調整だけでなく、めざしている河川環境について利用者も含めた関係者全員の理解を深める場、「河川でなければできない利用」を促進・調整する場とすることが望ましい。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）
●基礎案（具体的な整備内容） 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。 ○設置単位 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川 なお、必要に応じて、グランドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針、ならびに、これに基づく事業の進め方は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見の再検討・反映、ならびに、つぎに述べる意見等についても考慮する必要がある。 河川利用保全委員会は、「川らしい自然環境を保全・再生することを重視する」、「各地域の実情に詳しい専門家や自治体の意見を聴き、案件ごとに判断する」としている。しかし、河川ごとに設置されるこの委員会は、それぞれ独自の判断で環境や利用状況の評価を行い、利用の可否を判断していくものであり、淀川水系の環境が一貫した整合性あるものになりにくいと考えられる。局所的な最適化が必ずしも全体の最適化になるとは言い得ないため、流域環境の保全を総体的に見渡し、整合性をもって、これら委員会の判断を何らかの形でチェックする機構の設置が必要である。 また、淀川水系の諸河川において、利用率など利用の状況が大きく異なることを考慮し、「川でなければできない利用」「川に生かされた利用」を基本とし、将来的には縮小するとの方針を踏まえて判断すべきである。とくに高度に高水敷が利用されている河川にあってはスポーツ施設などの新設は原則として認めないこととし、目標を設定して具体的な縮小を図るべきである。			
＜琵琶湖部会＞ （宗宮委員） この委員会では「各地域の実情に詳しい専門家や自治体の意見を聴き、案件ごとに判断する」となっている。「川らしい自然環境を保全・再生することを重視する」と記されているが、個々独立に設置される委員会は、それぞれ独自の判断で環境評価をして事業を評価・決定していくとなると、淀川水系一環として整合性の取れる判断が出来るのだろうか？局所的な最適化が全体の最適化と同じであるとはいえないので、これら委員会でなされる審議に加え、何らかの形で流域環境の保全を総体で見渡し、整合性をとる場の設置が必要である。 （井上委員） 利用－４の意見を参照のこと			
＜猪名川部会＞ （細川委員） 「河川保全利用委員会」の運営に際し、意見書を踏まえ、実効性のある、即ち「河川でなければ利用出来ない利用」を促進する方針を明確に実現するよう審議を進めるべきである。高度に高水敷利用されている猪名川の現状から、利用率６５％から、具体的な縮小目標を設定すべきである。また次の利用申請の更新時まで、代替地の確保を利用者に要請し、その努力も評価の対象とする。高水敷の利用は、治水上マイナスであることは明白であり、利用者は応分の負担を負うべきである。今後、利用者の負担も見直す必要がある。利用者自ら、運動公園を切り下げ、自然公園へ転嫁する場合は、負担の軽減も含め、評価すべきである。			

(服部委員)

高水敷の利用に関して「河川保全利用委員会に意見を聴く」とあるが、猪名川の高水敷利用率 65%という特殊状況を考慮しないで、他河川と同様に委員会に意見を聴くという方針はまったくおかしい。少なくとも猪名川においては新設を認めないといった基本方針を示すべきである。猪名川の環境の保全・復元を考へても、高水敷をもとに戻すこと以外に他の方法はない。高水敷を縮小することは治水上も有効である。

②猪名川の特殊性を考へて、第一段階として他の河川並の利用率(20%前後)に低下させる具体策が必要である。他の河川並の高水敷利用率となった時点で整備内容シートに示された方針が立案されると思われる。

③突然不許可にできないとしても、同じ都市公園であっても、運動場としての利用から低水敷となっても利用可能な淀川国営公園内の自然地区のような公園利用を検討すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-7	5. 5. 2	違法行為の対策	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。			
＜基礎原案への意見＞ 違法行為の是正の実施計画を立て、かつ早期に対策を実施する必要がある。 新規の違法行為については、優先して対応することとなっているが、常態化・常習化している違法行為についても、可能な限り速やかに対応することとし、放置しないことが必要である。 河川敷や湖辺での違法行為の是正については、地元自治体と連携して、早期に実施するべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-7	5. 5. 2	違法行為の対策	淀川水系各河川
●基礎案(具体的な整備内容) 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組むことが必要である。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-8	5. 5. 2	ホームレス対策	淀川水系各河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応をはかる。			
＜基礎原案への意見＞ 河川敷内のホームレス対策を速やかに行う必要があるが、実施に際しては人道的配慮が必要である。 関係機関・自治体と一体となって、ホームレスの自立支援へ向けて、人道的な立場で対応する必要がある。また、ホームレスに対して、高水敷の増水時の危険性、火災の危険性、防犯上の問題、河川環境への悪影響などについての情報提供を行う必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-8	5. 5. 2	ホームレス対策	淀川水系各河川
●基礎案(具体的な整備内容) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応をはかる。			

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組む必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川

●基礎原案（具体的な整備内容）

年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。

・課題

自治体、住民との連携

＜基礎原案への意見＞

迷惑行為の対策は、河川敷だけではなく、水面利用も含めて考えていく必要がある。計画的・継続的な啓発と日常的な啓発の両方の成果に期待する。

啓発にあたっては、環境教育との関連をも十分に配慮し、単なる迷惑行為の対策としてだけでなく、「河川生態系と共生する利用」の推進という観点から実施することが必要である。

また、住民や自治体との連携、河川利用者による通報などを容易にする方策などについての検討も必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川

●基礎案（具体的な整備内容）

年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。また、野犬対策について、自治体に協力する。

・課題

自治体、住民との連携

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組む必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川

●基礎原案（具体的な整備内容）

- ・河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、自治体や住民等との意見交換を実施し、有効利用の方策を検討する。

●検討内容

- ・安全な河川利用のための方策を検討する。
- ・安全な航路維持を実施

＜基礎原案への意見＞

航路維持ならびに利用については河川環境への影響を考慮して実施する必要がある。

安全な河川利用のために、釣り人、河川施設の管理者、自然観察者等の利用者間の調整、話し合いの場が必要であり、「水面利用協議会」等によって調整、合意形成をはかることが必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・淀川本川において、河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、住民及び自治体等関係機関との意見交換を実施し、「水面利用調整協議会」等により調整を行い、有効利用の方策を検討する。

●検討内容

- ・安全な河川利用のための方策を検討する。
- ・安全な航路維持を実施
- ・停泊地整備の検討

<基礎案への意見>

航路維持ならびに利用については河川環境への影響を考慮して実施する必要がある。

検討内容に河川環境の保全策を追加すべきである。「水面利用調整協議会」には自然環境分野の学識経験者およびNPOを参加させるとともに、検討結果の案を淀川環境委員会に諮り意見を聴くべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川
●基礎原案（具体的な検討内容） ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討に当たっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭に行う。 ●検討内容 ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を「淀川舟運航路に関する研究会」において検討する。 <基礎原案への意見> 淀川舟運低水路整備検討については、河川環境の保全の面から、大規模な航路確保工事を行わずに航路が確保できるようにする必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭におきながら行なう。 ●検討内容 ・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保について「淀川舟運航路に関する研究会」において検討した結果、洪水時に水の流れの妨げを低く抑える水制工の形状が決定した。 ・上記の検討結果を環境委員会等に諮り、環境及び利用の面から検討を行なう。 <基礎案への意見> 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組むことが必要である。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
●基礎原案（具体的な検討内容） ・淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。			

＜基礎原案への意見＞

淀川大堰閘門設置の検討については、舟運の全体構想のもとで、閘門設置に関わる環境の影響や費用対効果の面から慎重に検討する必要がある。

大規模災害発生等で緊急な物資輸送などに舟運は有効であるが、環境への影響を十分検討する必要がある。

すでに「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」が設立され検討が行われているが、より徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に関わる学識経験者、NPO関係者等の参加による総合的な検討を行う必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。

＜基礎案への意見＞

「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」に環境保全分野の学識経験者、NPO等を参加させるべきである。なお、淀川大堰閘門設置に際しては、併せて、魚道を整備すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川

●基礎原案（具体的な検討内容）

- ・既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。

＜基礎原案への意見＞

毛馬閘門運用手法の検討については、舟運の全体構想のもとで、閘門の運用にかかわる環境の影響や費用対効果の面からも検討する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。

＜基礎案への意見＞

毛馬閘門運用手法の検討については、舟運の全体構想のもとで、閘門の運用にかかわる環境の影響や費用対効果の面からも検討する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川

●基礎原案（具体的な整備内容）

- ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。

●検討内容

- ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。

＜基礎原案への意見＞

河川における船舶の航行は、水質をはじめ、環境への影響が大きいと、総合的かつ慎重な調査検討が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。

●検討内容

- ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。

＜基礎案への意見＞

流域委員会は意見書で舟運の復活について、環境への影響が大きいと、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油汚濁などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発に留めるべきで、大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は止むを得ないが、観光のための舟運はできるだけ制限されるべきである。航行範囲も限定し、河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は避けるべきである。

平成16年3月に開催された第5回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11、12両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。今回の「調査・検討」は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、その結果はその都度「淀川環境委員会」に報告し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある。

＜淀川部会＞

（倉田委員）

1. 航行可能条件

淀川本川の大阪府内中下流であれば、川幅・水深ともゆとりあり、平底型船舶であれば渇水時でも水深上、航行上の支障はない。

2. 船舶航行のメリット

2-1. 淀川を対岸へ横断交通する場合の直行路橋は少なく、迂回距離・時間が長く、通常生活行動の制約となっていることの解消希望が多いことへの対処策となる。

2-2. 災害時の陸上運輸の遮断・混雑に際しての緊急輸送手段としても備えうる。

3. 河川・河岸環境への影響留意点

航走波・航走音が及ぼす可能性がある以下の条件を満たす必要がある。水棲生物を駆逐・飛散させぬこと。当該河川区域のみでなく大阪湾海面域の水質悪化を促がさぬこと、そのためには河床（川底）の泥土巻き上げ汚濁を可及的に抑制すること、及び船舶動力の燃油漏れ等による油濁汚染を可及的に抑制すること等が必須条件となる。

4. 諸影響抑制を考慮した実施必要条件

4-1 船舶の積載量の如何に拘らず3～5ノットの船速に制限すること。

4-2 淀川中下流域の両道路を接続する航路を4～5ヶ所以上設け、非常緊急時は毛馬閘門を経て大阪湾口への航路も用意することが望ましい。

4-3 栈橋は、緊急時物資輸送にも備えるため、河岸に平行したプラットホーム型が望ましい。

5. 生物多様性保全確認の指標を定めて、毎年次その生存点検の配慮、平成16年、当該水域へのボラの遡上が確認されている状況などを阻害せぬことなどを判断指標となりえよう。

(紀平委員)

震災や大火等の災害時の水上緊急輸送を主たる目的とする舟運は理解できるが、河川管理者としては観光を目的の1つに入れるのは賛同できない。観光のための舟運はできるだけ制限されるべきであり、自治体や観光組合などにまかせるのではなく、河川管理者は主体的に指導していくべきである。

船舶の航行は、水質や環境への影響が大きく、モニタリング調査の結果から厳しい規準が定められるべきである。

今回の「調査・検討」の概要については、利用面からの調査が多く、環境面から、とくに生物に与える影響としては航送波による水際のヨシ帯の写真が掲載されているだけである。しかも

20cm程度の波では「水際植生」に影響は少ないと結論を出している。水際はヨシ帯とは限らず、裸地もあれば湿性植物が生えているところもあり、今後はさらに詳細な調査をしてほしい。

「淀川水面利用調整協議会」は環境調和を目的とした航行規制を策定するとあるが、環境調査の結果を十分踏まえて環境面を重要と考え船舶の大きさや機能などを検討してほしい。

(山本委員)

流域委員会は平成15年12月意見書において、舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めている。

しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのかは今回の報告では不明である。

平成16年3月に開催された第5回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、第26回淀川部会(平成16年10月19日開催)に提出された資料1-1※ p17, p21ほかの航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11, 12両日である。

また、第5回淀川大堰閘門検討委員会への報告資料には、これをもって、「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。

慎重なモニタリングを継続、「淀川環境委員会」に報告し、環境影響への回避の真摯な検討をすることが必要である。

(田中委員)

概ね賛同ですが燃料や排気について最初に厳しい規制が必要です。多面から利用要望が予想されることから、水上バイク、プレジャーボートなど琵琶湖の状況を教訓とすべきと思われます。又河口近くに柴島浄水場があり、飲料水として安全性に影響を及ぼさない事が最も重要ですが、それをどのようにクリアーできるのか、水質の保障を示す必要があると思われます。

(渡辺委員)

近年、自治体や住民から川に向けた街づくりや、川と水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が高まってきたことは確かである。また、阪神・淡路大震災を踏まえての水上交通といった観点から舟運も見直されてきており、淀川周辺の大規模災害時における水上緊急輸送の整備も着々と進められていることに一定の評価をしたい。しかしながら、自治体や民間企業の舟運復活に対する意見の中には、単に観光目的を強調するものも多く、これらをそのまま受け入れれば、将来的には観光産業のみが先行し、いわゆる環境との共存が難しくなることが心配される。ここにおいて、観光目的に片寄らない環境にやさしい舟運の復活を検討しなければならない。そこで、まずは、舟運復活は控え目の開発に留めるべきことを提案したい。その航行範囲も上流は三川合流地点までとし、下流は淀川大堰閘門から大阪湾までとすることで、上流域までの河床掘削や水制工設置などの大規模改修が押さえられ、河川環境に及ぼす影響は少なくなると思われる。河川管理者においては、災害時の緊急用舟運整備事業以外に舟運による都市交通網整備や観光面における開発に対し、地域の積極的要望を歓迎する姿勢が伺えるが、まずは生態系や自然環境保全を前提にして、河川整備の検討を行い、航行規則や水質基準をしっかりと決めていただきたい。現在においても、水上バイクやプレジャーボートの航行が問題となっており、将来的にもこの辺の兼ね合いが心配される。また、現在も淀川流域においては、各種の船が運航しているが、水質や生態系への影響の心配等、航行規則や水質基準も整っていない中で、河川管理者はこれらに対してどのような対策を施しているのかを示していただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川
●基礎原案（具体的な整備内容） 詳細は「5. 2 河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護につなげる。 （1）横断方向及び縦断方向の連続性の修復 （2）治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大等。 （3）河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。 （4）土砂動態のモニタリングを実施し、総合土砂管理方策について検討。 （5）河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施。 ＜基礎原案への意見＞ 河川・湖沼における漁業については、「環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針は概ね適切であるが、「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことを目標に、各施策を実施する必要がある。 水や魚に親しんできた日本文化を維持・継承するためにも、^{なりわい}漁業者が生業として河川に関わり続けられるような自然再生の取組みを期待したい。 漁業については以下の事項を配慮する必要がある。 ・琵琶湖を含む全河川にわたって「河川における漁業は、河川環境が健全な状態において成立する」ということを、河川管理者、内水面漁業者ともに共通の認識として取り組むべきである。 ・琵琶湖については水産資源の再生のための具体的な方策について、自治体との連携により検討するべきである。 ・琵琶湖の湖棚部には、有機性堆積物（ヘドロ状堆積物）が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている。これを解決するための適切な方策を探り、早急に実行に移すことが必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川
●基礎案（具体的な整備内容） 詳細は「5. 2 河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護・回復につなげる。 （1）横断方向及び縦断方向の連続性の修復 （2）治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大等。 （3）河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民・住民団体とのデータの共有化及び琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。 （4）土砂動態のモニタリングを実施し、総合土砂管理方策について検討。 （5）河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施。 ＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を反映して事業に取り組むことが必要である。			

維持

【維持管理】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-1	5. 6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) (1) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸 ①機能低下の恐れがある場合は、対策を実施する。 ②堤防内部の空洞化等の恐れのあるものは、応急的対策を実施する。			
＜基礎原案への意見＞ 堤防・護岸等の機能低下対策、空洞化調査および対策は、早急に必要な実施がある。 河川の維持管理は、本来河川が持っている役割や機能が安全・確実に発揮できるように実施することが重要である。今後は、河川を治水や利用の対象としてのみ捉えるのではなく、生物の生息・生育の場として、維持管理の考え方と方法を再検討しなければならない。実施にあたっては以下の点に配慮する必要がある。 ・堤防の巡視は、水防団や「河川レンジャー」さらには住民の協力により強化できる。 ・堤体内部の欠陥を検出する新たな機器の開発も重要である。 ・護岸補修の方法については、伝統工法を含めた自然環境や景観に配慮した施工方法を、今後も改善しながら進める必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-1	5. 6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系
●基礎案(具体的な整備内容) (1) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸 ①機能低下の恐れがある場合は、対策を実施する。 ②堤防内部の空洞化等の恐れのあるものは、応急的対策を実施する。 ・事業の数量・諸元等 ○堤防・護岸修繕 ○空洞化対策			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-2	5. 6	堤防等の除草	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) 1) 堤防・護岸 ③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。			
＜基礎原案への意見＞ 堤防等の除草は河川環境や住民の生活環境に配慮しながら継続実施する必要がある。 実施に際しては、以下の点に配慮されたい。 ・堤防植生のあるべき姿、望ましい植生、除草時期、除草目的について見直しを行い、除草に関するマニュアルを整備することが望ましい。 ・マニュアルの作成に際しては、堤防植生や除草に関して実績ある木津川下流や猪名川の事例を参照すること。例えば、除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに堤防や周囲の植生、生態系を考慮し、除草の時期を検討すること。 ・刈草の移動焼却車による処分、リサイクル化の検討・試行運用は推進するべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-2	5. 6	堤防等の除草	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容）

1) 堤防・護岸

③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。

なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

梅雨期や台風期の前に除草を実施するのは堤防保全上望ましい。堤防法面の保全や景観維持のために植生工は必要であり、植生が成立すれば植生維持・管理のための除草が必要である。堤防法面に適した植物群落とその群落を維持するのに必要な管理手法を示すべきである。堤防法面の植生工として望ましい工法、望ましい目標植生、管理手法が必要と考えられる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-3	5. 6	地域住民と連携した維持管理（事例）	木津川・桂川

●基礎原案（具体的な整備内容）

1) 堤防・護岸

④地域住民と連携して堤防の維持管理を行っている事例として、

- ・木津川下流部の堤防除草では、貴重な草花が生息していることから住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮している。
- ・桂川松尾橋右岸下流及び山科川左岸では、堤防裏面の維持管理を、地域住民と連携して、実施している。

＜基礎原案への意見＞

地域住民等との連携事業は、必要に応じ予算を計上し効果的に事業を推進することが望ましい。実施に際しては、以下の点に配慮されたい。

- ・今後住民団体と合同で調査を行う場合には、貴重な草花のみでなく河川の自然植生の把握につながるような調査を実施するべきである。
- ・住民による園芸種の草花の植栽活動が河川への外来種の導入につながらないように注意すること。
- ・ゴミ等の不法投棄防止など、住民と連携した維持管理活動がさらに望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-3	5. 6	地域住民と連携した維持管理（事例）	木津川・桂川

●基礎案（具体的な整備内容）

1) 堤防・護岸

④堤防の維持管理について、住民・住民団体との連携を図るものとする。

＜実施事例＞

- ・木津川下流部の堤防除草では、貴重な植物が生息していることから住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮している。
- ・桂川松尾橋右岸下流及び山科川左岸では、堤防裏面の維持管理を、住民団体と連携して、実施している。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4～9 (共通)	5. 6	河川管理施設の老朽化対策の実施、その他	淀川水系直轄河川、その他

＜基礎原案への意見＞

堤防・護岸以外の河川管理施設に関わる施策は概ね適切であり、さらに自動化の検討、河川環境保全の視点の付加、周辺景観等に配慮して実施する必要がある。

機能保持については以下の点に配慮して実施されたい。

- ・水閘門、堰、排水機場、樋門等については「老朽化」のほかに操作員の高齢化、人材確保に関する問題もあり、機能保持の面からも自動化に向けた検討を期待する。
- ・許可工作物、とくに河道横断構造物に関しては、災害防止の観点からだけではなく河川環境とりわけ水生生物保護の観点からも、その構造、機能、使用実態などを定期的に点検し、必要があれば改善の指導を行わなければならない。
- ・魚道が設けられていない取水堰などには速やかに設置を指導するべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4～9 (共通)	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施、その他	淀川水系直轄河川、その他

●基礎案（具体的な整備内容）

＜基礎案への意見＞

委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川

●基礎原案（具体的な整備内容）

○老朽化対策の実施

施設の信頼性向上と長寿命化を図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する

- ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設
- ・瀬田川洗堰
- ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設

＜基礎原案への意見＞

河川管理施設は河川管理の原点として、重視する必要がある、老朽化したものについては、適宜、補修・補強・更新を実施し信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をはかる必要がある。

施設の老朽化対策は、新しい診断技術の研究・開発、保守点検マニュアルの改訂・整備、技術員のスキルアップのための研修などにより、信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をめざして、適宜、補修・補強・更新を実施するべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川

●基礎案（具体的な整備内容）

○老朽化対策の実施

施設の信頼性の向上と長寿命化を図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する

- ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設
- ・瀬田川洗堰
- ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

淀川水系の河川管理施設120箇所について長期的使用・信頼性向上のため、順次点検・修繕・設備更新を行なうことは、充実した河川管理・河川事故防止の観点から必要である。また、これらの多くは1960年代から1980年代にかけて設置され、鉄扉が多く腐朽の進行が懸念される。南郷洗堰扉体のステンレス化もごく最近である。今後、30年間にわたって使用していくため、補修コストの縮減・信頼性の向上など代替方法について十分な調査・検討を行なって、老朽化対策を万漏なきよう計画・実施すべきである。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観、都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。

<淀川部会>

(大手委員)

淀川水系に於ける河川管理施設は総計で120箇所を数える。これらの施設の重要性はそれぞれの地域では不可欠のものであることは論を待たない。それぞれの施設の材質が如何なるもので構築されているかによって、その耐久性に様々な差異が生じることは衆知の通りである。また、これらの施設が設置されたのが1960年代から1980年代にかけて、全体の70%を超えるような数で集中的に行われている。そのうち、鉄扉が最も多く設置されていることから、その腐朽の進行状況について点検を行い、常に、最良の状態で稼働できることを最優先に考えるべきである。ようやく、南郷洗堰の扉体がステンレス化されたばかりで、今後、30年間にわたって、これら120箇所の対策が十分に実行されるのだろうか、甚だ心許ない気がするのである。しかるべく調査を行い、老朽化対策に万漏なきように計画を実施していただきたいものである。

(榎村委員)

施設の長期的使用を図り、また信頼性を高めるためには、順次維持修繕、設備更新が必要である。その際、整備方針にあるように、コストの縮減が必要であり、また代替の方法、設備が考えられないかを考慮することが必要である。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観と都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川

●基礎原案(具体的な整備内容)

2) 堤防・護岸以外の河川管理施設

②歴史・文化的価値のある施設の保存

過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。

○旧毛馬閘門及び洗堰

○三栖閘門及び洗堰

○南郷洗堰

<基礎原案への意見>

歴史・文化的価値のある施設の保全は、河川や河川行政についての理解を深めるために大変意義があり、積極的に推進する必要がある。

歴史・文化的価値のある施設の保存、公開を通じて近代河川事業のあゆみを後世につたえる事業は河川や河川行政について理解を深めるために大変意義があり推進するべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川

●基礎案(具体的な整備内容)

2) 堤防・護岸以外の河川管理施設

②歴史・文化的価値のある施設の保存

過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。

○旧毛馬閘門及び洗堰

○三栖閘門及び洗堰

○南郷洗堰

その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。

●事業の数量・諸元等

○施設の点検整備及び維持修繕

<基礎案への意見>

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

維持・修理・保全にあたって、地域の人々が参加して管理者と景観・周辺整備や利用について協議・協働する場を設けることが望ましい。

<淀川部会>

(大手委員)

維持-4において施設の老朽化対策について述べたように、これら河川施設のうち、歴史的にも文化的にも貴重な施設に関して、これを保全していくことを目指していくことは極めて意義のあることと考える。とくに、閘門、三栖閘門および南郷洗堰の三施設については、明治以来の先人が治水、利水に関して、その英知を絞った貴重な遺産である。したがって、これを後世に伝えていくことが、われわれに課せられた責務であると考え。現在から未来へかけての河川行政の重要性を伝え、教育的見地からもこれらを保全することは重要な事

業であるとする。その当時、堰の開閉が角落しで行われていた事実をしっかりと伝承して、現在の技術の進歩との格差を比較検討する機会を提示することも立派な事業であると信じる。

(槇村委員)

歴史・文化的構造物、土木遺産の保存は、その地域の歴史や自然と人との関係の経過を知る上で重要である。欧州では、それらをエコミュージアムの一施設として保存・活用したり、地域の人々の手による維持管理も行われている。地域の人や関係者と協議する場を具体的に設置し、維持・修理・保全にあたって、景観や周辺整備・利用も具体的に提案してもらいたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-6	5. 6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 日常より保守点検を行うと共に、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに復旧を行う。 ＜基礎原案への意見＞ 水文観測所の維持管理は、河川管理の原点として、重視する必要がある、最新の観測設備を導入するなどして、つねに機能保全をはからなければならない。 雨量、水位、流量、水質等の観測には観測点の拡充をはかるとともに、24時間リアルタイム自動観測・記録・データ公開システムの導入に向けて推進する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-6	5. 6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川
●基礎案(具体的な整備内容) 日常より保守点検を行うと共に、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに復旧を行う。 ＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-7	5. 6	河川浄化施設	草津川
●基礎案(具体的な整備内容) ・草津川浄化施設 水質を改善するために、土壌による浄化を継続運用する。 ＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 河川浄化施設の定期的な機能点検が必要である。また、住民が点検や維持管理に参加出来るようなくみづくりを検討する価値がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-7	5. 6	河川浄化施設	淀川(天野川、天神川)
●基礎原案(具体的な整備内容) ・天野川浄化施設・天神川浄化施設 水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用する。 ＜基礎原案への意見＞ 既設の河川浄化施設は、その効果と長期的な運用コストについての検討が必要である。 河川浄化については流入汚濁負荷量の軽減と河川流路の浄化機能向上が基本である。河川浄化施設を新たに設置するときは、事前に事業の費用対効果の検討が必要であり、既設の河川浄化施設はその効果と長期的な運用コストについての検討が必要である。さらに浄化施設の機能の向上に努めるべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-8	5. 6	河川浄化施設	淀川（天野川、天神川）
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 河川浄化施設の定期的な機能点検が必要である。また、住民が点検や維持管理に参加出来るようなくみづくりを検討する価値がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-8	5. 6	河川浄化施設（寝屋川揚水機場）	淀川（寝屋川）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・寝屋川揚水機場 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水する浄化施設の継続運用をする ＜基礎原案への意見＞ 寝屋川の水質改善には淀川からの導水が不可欠であり、寝屋川揚水機場を継続して運用する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-9	5. 6	河川浄化施設（寝屋川揚水機場）	淀川（寝屋川）
●基礎案（具体的な整備内容） ・寝屋川揚水機場 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水する浄化施設の継続運用をする ＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-9	5. 6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川
●基礎原案（具体的な整備内容） 水門、排水機場等の操作について検討し、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を堅持する。 排水機場や水閘門及び樋門等の集中管理体制を上野遊水地では継続実施し、淀川下流部では検討する。 ＜基礎原案への意見＞ 河川管理施設の操作・確実性の向上は重要であり、整備を推進する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-10	5. 6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 水門、排水機場等の操作について検討し、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を堅持する。 排水機場や水閘門及び樋門等の集中管理体制を上野遊水地では継続実施し、淀川下流部では検討する。 ＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。高度な技術や機器を用いて河川管理施設の集中管理を行うことは、人為的な過ちのない自動操作、瞬時の対応、人件費の削減などさまざまなメリットがあるが、電子制御システムも全く故障がないとは断言できない。その様な不測の事態にも対応できる訓練、人員配置等日頃の整備が必要である。			

＜琵琶湖部会＞

(村上委員)

ハイテク機器を使っでの集中管理体制の構築自体は歓迎するが、電子制御系統は故障する場合があるその場合にも対応できる人員配備や普段の訓練を欠かさず実施することを明記いただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-10	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) 利用されていない施設は、治水上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 ＜基礎原案への意見＞ 利用されていない施設は早急に撤去するべきであり、速やかに施設管理者への指導・支援を実施する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-11	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川
●基礎案(具体的な整備内容) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 ＜基礎案への意見＞			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-11	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 ○洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 ●検討内容 改善が必要な施設とは、 ○樋門の内部のクラックから土砂の流出を起こし、周辺の空洞化が起こっているもの ○樋門の操作台が低く、水位上昇に伴い開閉操作に支障をきたしているもの ○橋脚基礎部の根入れ不足や洗掘により露出しているもの等をいう。 ＜基礎原案への意見＞ 改善が必要な施設については、早急に施設管理者を指導し、改善の実施をはかる必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-12	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川
●基礎案(具体的な整備内容) ○施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 ○洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 ●検討内容 改善が必要な施設とは、 ○樋門の内部のクラックから土砂の流出を起こし、周辺の空洞化が起こっているもの ○樋門の操作台が低く、水位上昇に伴い開閉操作に支障をきたしているもの ○橋脚基礎部の根入れ不足や洗掘により露出しているもの等をいう。			

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

とくに河川の縦断方向の連続性を阻害している横断構造物については、利用されていないものは速やかに撤去せしめること。また、不測の事故を防止するために施設管理者に定期的な点検・報告と維持管理・修繕を指導することが必要である。農業用水取水堰本体、堰の附属施設としての魚道については、正常な機能を果たしているかどうかも含めての定期的な点検・報告と維持管理・修繕を指導することが必要である。

＜琵琶湖部会＞

（村上委員）

伐採の実施に際し、住民の参加、地域の子供たちの見学、伐採した樹木の図工材料への利用等を推進されたい。

河川管理が行政だけで完結できないものである以上、協働が可能な河川管理については積極的に住民とともにに行い、また河川管理者でしかできない工事についても地域の住民に積極的に見学を呼びかけることが健全な連携体制を構築する上で必要不可欠であると考えらるからである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-12	5. 6	樹木の伐採と管理	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） （3）河道内維持 1）樹木の伐採と管理 河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施に当たっては、住民団体等の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。			
＜基礎原案への意見＞ 河道内樹木の伐採と管理についての考え方と方針はいずれも概ね適切である。 整備にあたっては以下の点に配慮して実施することが望まれる。 ・生物の生息・移動環境を保全するため河道外の河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。河川敷において種を維持する動物の生息情報がある場合、実地調査と学識経験者などの意見を聴きながら行うこと。 ・環境配慮の視点に立っても治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施するべきである。 ・河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。 ・外来樹木（ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど）は伐採すること。 ・大臣管理区間か否かに関わらず、治水上伐採する必要がある場合は、速やかに実施あるいは実施のための指導・支援を行うべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-13-1	5. 6	樹木の伐採と管理	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） （3）河道内維持 1）樹木の伐採と管理 流水の阻害状況等を検討した上で河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施に当たっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。樹木の伐採に際し、住民の参加、地域の子供たちの見学、伐採した樹木の図工材料への利用等を推進されたい。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-13-2	5. 6	樹木の伐採と管理	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容） （３）河道内維持 １）樹木の伐採と管理 ３-１ 流木の阻害状況等を検討した上で、河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 樹木の伐採に際し、住民の参加、地域の子供たちの見学、伐採した樹木の図工材料への利用等を推進されたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-13	5. 6	河道内堆積土砂等の管理	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 定期的に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施する。 なお、淀川 9. 8km～26. 2km の内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要があるところについては、浚渫を実施する。 その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用との観点から砂利採取を認める。 ●事業の数量・諸元等 ○河床変動調査 河川の縦横断測量を行い堆積土砂の状況を把握する。			
＜基礎原案への意見＞ 河道内堆積土砂等の管理は、河川環境に十分配慮して実施する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-14	5. 6	河道内堆積土砂等の管理	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 定期的に河道形状の把握を実施し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して実施する。 なお、淀川 9. 8 k m～2 6. 2 km の内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要があるところについては、浚渫を実施する。 その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用の観点から砂利採取を認める。 ●事業の数量・諸元等 ○河床変動調査 河川の縦横断測量を行い堆積土砂の状況を把握する。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-14	5. 6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川

●基礎原案（具体的な整備内容）

河川敷へのアクセス改善（バリアフリー化等）を継続実施する。

なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止めの構造・設置方法について検討する。

●事業の数量・諸元等

○実施にあたっては背後地の状況や地域要望等を踏まえ実施する。

○既存の坂路、階段等でバリアフリーを考慮していない施設や老朽化している施設は改築・補修に合わせ実施する。

＜基礎原案への意見＞

河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては、継続実施、検討を推進するべきであるが、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。

河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。整備にあたっては以下の点に配慮して実施する必要がある。

- ・住民や利用者とともに障害者などの意見が反映されることが望まれる。
- ・公園的利用を促進するような安易な整備は避けるべきである。
- ・整備によりバイク等が入り歩行者や河川敷の生物に影響がでないようにするため、車椅子は入れるが、バイクの侵入は防止できるような車止め等の研究・開発が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-15	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川

●基礎案（具体的な整備内容）

河川敷へのアクセス改善（バリアフリー化等）を継続実施する。

なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止めの構造・設置方法について検討する。

●事業の数量・諸元等

○実施にあたっては背後地の状況や地域要望等を踏まえ実施する。

○既存の坂路、階段等でバリアフリーを考慮していない施設や老朽化している施設は改築・補修に合わせ実施する。

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

バリアフリー化の必要性は理解できるが、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-15	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川
●基礎原案（具体的な整備内容） 歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動が出来る連続性のある小径等を確保する。 ●事業の数量・諸元等 ○河川環境に配慮し、地域要望を踏まえ確保する。 ＜基礎原案への意見＞ 安全利用のための対策の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。 実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。 ・障害者などの意見を反映させる工夫が必要である。 ・生態系の回復を行っている箇所については安易に通路をつけるべきではなく、バイクなど予想外の利用が行われないう実施の場所を慎重に検討するべきである。 ・整備後には、楽しさ、おもしろさ、怖さなど水辺のもつ多面的な意味を利用者が理解できるような働きかけ、仕掛けも検討されたい。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-16	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川

●基礎案（具体的な整備内容） 歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動が出来る連続性のある小径等を確保する。 ●事業の数量・諸元等 ○河川環境に配慮し、地域要望を踏まえ確保する。
<基礎案への意見> 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 整備にあたっては河川生態系保全の見地から生き物の河川横断方向の移動を妨げないように配慮が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-16	5.6	安全利用のための対応	瀬田川
●基礎原案（具体的な整備内容） 瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。（名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間） ●事業の数量・諸元等 事業範囲 L = 7 km 継続部分（L = 2.0 km）を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺利用者協議会（仮称）の意見をきき実施。 ●うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上			
<基礎原案への意見> 安全利用のための対応の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。 水辺景観の構成要素として植生の整備を考えるのは妥当である。実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。 ・「水辺生態系の創出をはかる」とは、どのような生態系を目標とするのかを検討する必要がある。 ・植栽樹種は外来種を選択せず、あくまで地域の自然植生の構成種から選択するべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） 瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。（名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間） ●事業の数量・諸元等 事業範囲 L = 7 km 継続部分（L = 2.0 km）を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺協議会や瀬田川水辺協議会対話集会等の意見をきき実施。 ●うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上			
<基礎案への意見> 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 整備にあたっては河川生態系保全の見地から生き物の河川横断方向の移動を妨げないように配慮が必要である。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎原案（具体的な整備内容） ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用 ○看板の設置 ○HPによる危険箇所等の情報提供 ○インターネットやiモードによる水文情報提供			
<基礎原案への意見> 水難事故防止対策の継続的検討、対策の実施、協議会の設置は推進する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・水難事故の事例分析を行い今後の対策の基礎とすること。 ・垂直護岸の安全対策の検討など河川構造や管理のあり方の研究が必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-18	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用 ○看板の設置 ○HPによる危険箇所等の情報提供 ○インターネットやiモードによる水文情報提供			
<基礎案への意見> 水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、学校教育・高齢者福祉行政等との連携の枠組みの中で実施できるのではないかと考える。 水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信または判断の誤り、危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、普段から住民相互が河川について語り合う場を設け、河川についての理解を深めることが重要である。 水難事故防止協議会の設置については、上記の各施策・制度等の併用や連携について十分検討することが必要である。また、名称については、「河川安全利用推進協議会」が望ましい。河川改修や河川施設の整備にあたっては、ハード・ソフト両面からの危険性評価に関する知見蓄積（過去の水難事故発生原因の調査・検討）と技術向上が重要である。 <淀川部会> （有馬委員） 河川レンジャーの条件として⑩自然観察指導員の資格が上げられているが、自然観察にライセンスは不要である。ライセンスを必要と考えるのであれば、どのような自然観察を考えているのか説明も必要である。それよ			

りも、かつて公園課が計画し、現在河川環境管理財団に移管されている「淀川自然教室」、淀川資料館の「出前講座」などについても河川レンジャーを念頭に置いた見直しが必要である。

<琵琶湖部会>

(村上委員)

1. 水難事故防止協議会の設置の必要性に疑問を感じる。水難事故の防止が、環境学習の推進、河川レンジャー、河川利用保全委員会、水害につよい地域づくり協議会等の枠組みの中で実施できないか、再検討を求める。
水難事故は、河川と己への無知および、住民相互のコミュニケーションの不充分さによって発生するのであり、住民が普段から河川を訪れ、河川管理や河川学習に参加したり、住民相互が河川について普段から論議する状況を作ることがまず重要であると考えます。
もし単独での協議会設置が必要であるならば、上記各施策との関連や連携体制について具体的に明記されたい。
2. 水難事故防止における学校教育や高齢者福祉行政との連携体制について具体的に明記されたい。
3. 名称について「水難事故防止協議会」では河川に対するマイナスイメージをかきたてるので「安全利用推進協議会」にされたほうが前向きでよいと考える。
4. 治水・利水・環境保全を目的とした河川施設を設計する際、設計段階からハード的・ソフト的な危険性を評価できる知見蓄積（過去の水難事故の発生原因の究明）と技術向上を進めていただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-18	5. 6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ○管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ○不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ○住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。 ●事業の数量・諸元等 ○CCTV カメラの配置を継続的に実施 ○河川巡視の強化 ○不法投棄防止協議会（仮称）を関係機関と協議し設置 ○不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施			
<基礎原案への意見> 河道内ゴミの処理、不法投棄の防止は、緊急に実施する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・監視カメラによる夜間監視も検討するべきである。 ・美化・清掃活動および塵芥処理、罰則強化などの対策だけではなく、地域住民とともにゴミマップを作成するなど協働に向けたソフト的取組みも必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-19	5. 6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ○管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ○不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ○住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。 ●事業の数量・諸元等 ○CCTV カメラの配置を継続的に実施			

- 河川巡視の強化
- 不法投棄防止協議会（仮称）を関係機関と協議し設置
- 不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施

＜基礎案への意見＞

基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

河川レンジャーの活動も視野に入れた取り組みが望ましい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-19	5. 6	河川環境の保全のための指導	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。			
＜基礎原案への意見＞ 不適切な河川利用に対しては、通報・阻止・排除など適切な対応を行い、河川環境の保全をはかることが必要である。 実施にあたっては、地域住民や住民組織の理解のもとで協働して実施することが望ましい。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-20	5. 6	河川環境の保全のための指導	
●基礎案（具体的な整備内容） 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。			
＜基礎案への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 地元住民との連携や学校教育との連携を推進することが必要である。往々にして行政担当者による指導よりも地元住民による指導や地元住民・児童の書いた看板の方が不適切な河川利用防止に効果的であることが多い。また、河川管理に対する住民の参加意欲を高める機会にもなる。河川レンジャーの活動も視野に入れた取り組みが望ましい。			
＜琵琶湖部会＞ （村上委員） 地元住民との連携や学校教育との連携の推進を明記していただきたい。行政担当者による指導よりも地元住民による指導や地元住民・児童の書いた看板の方が不適切な河川利用防止に対し往々にして効果的であり、また、河川管理に対する住民の参加意欲を高める機会にもなるからである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-20	5. 6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川
●基礎原案（具体的な整備内容） 情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。			
＜基礎原案への意見＞ テロによるダム等河川管理施設や橋梁の破壊、水質汚染などを防止する事業を強化する必要がある。 以下の点に配慮して、実施するべきである。 ・危機管理情報に関する伝達体制の確立、並びに危機管理マニュアルの整備、想定演習の実施 ・不審物・不審浮遊物に対する河川区域の巡視点検			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-21	5.6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） 情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。			
<基礎案への意見> 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 巡視点検の強化は勿論必要であるが、警察、消防、地域組織とのコミュニケーション強化や連携が必要である。			

関連施策

【関連施策】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5. 8. 1	国営公園整備	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川整備計画との整合を図りつつ、「基本計画改定委員会（仮称）」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
＜基礎原案への意見＞ 淀川河川公園の整備は、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設は、本来の淀川の生態系を分断しており、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 見直しの検討にあたっては下記の事項についての配慮が必要である。 ・「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」には学識経験者、自治体に加えて住民・住民団体を参加させること ・「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫をすること ・老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、周辺の自然環境に融合したものとする ・園内への植栽が、河川への外来種の導入につながらないように注意すること。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5. 8. 1	国営公園整備	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
＜基礎案への意見＞ 公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある、検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。 老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。 整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真为例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。			
＜淀川部会＞ （有馬委員） 公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を用いているが、この2地区を例示した意図は何か。夫々に掲載理由を示すべきだろう。または、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区夫々を例示すべきではないか。 （槇村委員） 公園整備の方針では、今年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある、検			

討項目に入れるべきである。淀川は大河川であり、流域は変化に富んでいるため、多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面の堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に考えることも必要である。

継続的な老朽化施設の更新・補修は、色彩やデザインなど河川景観にふさわしい、また新たな時代や人々のニーズに応じた更新をすること、既存施設の維持管理、既存施設のバリアフリー化もデザイン面にも配慮してもらいたい。